

令和5年第2回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和5年3月2日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	3月2日午前9時14分宣告（第1日）
出 席 議 員	<p>1番 岩 崎 真 滋                      2番 長 良 俊 一</p> <p>3番 山 本 隆 史                      4番 井 戸 太 郎</p> <p>5番 稲 月 敏 子                      6番 植 田 い ず み</p> <p>7番 山 口 昌 亮                      8番 森 田                      勝</p> <p>9番 山 田 仁 樹                      10番 窪                      和 子</p> <p>12番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>町 長                      西 脇 洋 貴</p> <p>副 町 長                      植 田 充 彦</p> <p>教 育 長                      岡 弘 明</p> <p>総 務 部 長                      西 岡 勝 三</p> <p>住 民 福 祉 部 長                      寺 口 嘉 彦</p> <p>事 業 部 長                      巳 波 規 秀</p> <p>教 育 部 長                      川 西 貴 通</p> <p>政 策 推 進 課 長                      山 崎 孔 史</p> <p>総 務 防 災 課 長                      松 本 光 弘</p> <p>住 民 生 活 課 長                      浅 井 利 育</p> <p>健 康 保 険 課 長                      乾                      充 喜</p> <p>福 祉 こ ど も 課 長                      岡 田 康 裕</p> <p>観 光 産 業 課 長                      酒 井 智 志</p> <p>都 市 建 設 課 長                      竹 吉 一 人</p> <p>上 下 水 道 課 長                      大 辻 孝 司</p> <p>教 育 委 員 会 総 務 課 長                      浦 井 久 嘉</p>
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<p>議 会 事 務 局 長                      藤 本 佳 利</p> <p>主 幹                      高 橋 恭 世</p> <p>主 査                      竹 村 恵</p>
町 長 提 出 議 案 の 題 目	<p>報 告 第 1 号 議 会 の 委 任 に よ る 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て （ こ ど も 家 庭 庁 設 置 法 の 施 行 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 理 に 関 す る 条 例 の 制 定 に つ い て ）</p>

町長提出議案  
の題目

- |          |   |
|----------|---|
| 報告第 2 号  | 議会の委任による専決処分の報告について<br>(平群町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について) |
| 報告第 3 号  | 議会の委任による専決処分の報告について<br>(平群町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について)  |
| 議案第 2 号  | 平群町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について                               |
| 議案第 3 号  | 平群町個人情報保護審査会条例の制定について                                     |
| 議案第 4 号  | 環境保全器具使用料条例を廃止する条例について                                    |
| 議案第 5 号  | 平群町情報公開条例の一部を改正する条例について                                   |
| 議案第 6 号  | 平群町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について              |
| 議案第 7 号  | 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について              |
| 議案第 8 号  | 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について      |
| 議案第 9 号  | 平群町国民健康保険条例の一部を改正する条例について                                 |
| 議案第 10 号 | 令和 4 年度平群町一般会計補正予算 (第 8 号) について                           |
| 議案第 11 号 | 令和 4 年度平群町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について                     |
| 議案第 12 号 | 令和 4 年度平群町水道事業会計補正予算 (第 2 号) について                         |
| 議案第 13 号 | 令和 4 年度平群町下水道事業会計補正予算 (第 2 号) について                        |
| 議案第 14 号 | 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について                            |

<p>町長提出議案の題目</p>	<p>同意第 1 号 副町長の選任に同意を求めることについて          諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて          議案第 1 5 号 令和 5 年度平群町一般会計予算について          議案第 1 6 号 令和 5 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について          議案第 1 7 号 令和 5 年度平群町国民健康保険特別会計予算について          議案第 1 8 号 令和 5 年度平群町水道事業会計予算について          議案第 1 9 号 令和 5 年度平群町下水道事業会計予算について          議案第 2 0 号 令和 5 年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について          議案第 2 1 号 令和 5 年度平群町学校給食費特別会計予算について          議案第 2 2 号 令和 5 年度平群町介護保険特別会計予算について          議案第 2 3 号 令和 5 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について          議案第 2 4 号 令和 5 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について          議案第 2 5 号 令和 5 年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について          議案第 2 6 号 椿井橋本ダム更新工事の請負契約の締結について</p>
<p>議事日程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
<p>会議録署名議員の氏名</p>	<p>議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。          6 番 植 田 いずみ                      7 番 山 口 昌 亮</p>

令和 5 年 第 2 回 ( 3 月 )

平群町議会定例会議事日程 ( 第 1 号 )

令和 5 年 3 月 2 日 ( 木 )

午前 9 時開議

- |        |          |  |  |
|--------|----------|--|--|
| 日程第 1  |          |  | 会議録署名議員の指名について   |
| 日程第 2  |          |  | 会期の決定について  |
| 日程第 3  |          |  | 諸般の報告  |
| 日程第 4  | 報告第 1 号  |  | 議会の委任による専決処分の報告について<br>(こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について) |
| 日程第 5  | 報告第 2 号  |  | 議会の委任による専決処分の報告について<br>(平群町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について)    |
| 日程第 6  | 報告第 3 号  |  | 議会の委任による専決処分の報告について<br>(平群町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について)     |
| 日程第 7  | 議案第 2 号  |  | 平群町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について                                  |
| 日程第 8  | 議案第 3 号  |  | 平群町個人情報保護審査会条例の制定について  |
| 日程第 9  | 議案第 4 号  |  | 環境保全器具使用料条例を廃止する条例について                                       |
| 日程第 10 | 議案第 5 号  |  | 平群町情報公開条例の一部を改正する条例について                                      |
| 日程第 11 | 議案第 6 号  |  | 平群町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について                 |
| 日程第 12 | 議案第 7 号  |  | 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について                 |
| 日程第 13 | 議案第 8 号  |  | 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について         |
| 日程第 14 | 議案第 9 号  |  | 平群町国民健康保険条例の一部を改正する条例について                                    |
| 日程第 15 | 議案第 10 号 |  | 令和 4 年度平群町一般会計補正予算 ( 第 8 号 ) について                            |
| 日程第 16 | 議案第 11 号 |  | 令和 4 年度平群町国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) について                      |

- 日程第 1 7 議案第 1 2 号 令和 4 年度平群町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 8 議案第 1 3 号 令和 4 年度平群町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 9 議案第 1 4 号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について
- 日程第 2 0 同意第 1 号 副町長の選任に同意を求めることについて
- 日程第 2 1 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて
- 日程第 2 2 議案第 1 5 号 令和 5 年度平群町一般会計予算について
- 日程第 2 3 議案第 1 6 号 令和 5 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第 2 4 議案第 1 7 号 令和 5 年度平群町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 5 議案第 1 8 号 令和 5 年度平群町水道事業会計予算について
- 日程第 2 6 議案第 1 9 号 令和 5 年度平群町下水道事業会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 2 0 号 令和 5 年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 2 8 議案第 2 1 号 令和 5 年度平群町学校給食費特別会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 2 2 号 令和 5 年度平群町介護保険特別会計予算について
- 日程第 3 0 議案第 2 3 号 令和 5 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について
- 日程第 3 1 議案第 2 4 号 令和 5 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 3 2 議案第 2 5 号 令和 5 年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について

令和 5 年 第 2 回 ( 3 月 )  
平群町議会定例会追加議事日程

(第 1 号の追加)

追加日程第 1 議案第 26 号 椿井橋本ダム更新工事の請負契約の締結について

開 会 （午前 9 時 1 4 分）

○議 長

皆様、おはようございます。

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止の観点から、本定例会中、議場内でのマスク着用について許可いたします。

事業部長より発言が求められていますので、許可をいたします。発言内容は、時間の都合上、報告のみとさせていただきます。事業部長。

○事業部長

それでは、議員の皆様、改めましておはようございます。

私のほうから1件報告させていただきます。下水道使用料の徴収漏れの件でございます。

まず、概要を申し上げます。

当町の公共下水道を使用する方から徴収する下水道使用料について、平成25年に下水道に接続しているにもかかわらず下水道使用料を徴収していない、いわゆる徴収漏れがあることが判明いたしました。このような事案が発生しましたことをおわび申し上げます。

徴収漏れの件数と金額でございますが、このたびの調査で判明した下水道使用料の徴収漏れは6件、総額で約260万円でございます。そのうち、時効のため、徴収できない金額は約120万円です。これは、地方自治法第236条、金銭債権の消滅時効の規定により、5年間で徴収する権利が消滅するためでございます。時効になっていない金額は約140万円です。

この経緯でございますが、令和5年の2月中旬に、住民の方から、水道の検針票に下水道使用料の記載がないとの申告がございました。調査した結果、下水道を使用されているにもかかわらず、下水道使用料の請求に至っていない不適切な事務処理を確認いたしました。これを受けて、町内全域を調査したところ、6件の徴収漏れが判明いたしました。場所は全て竜田川団地内地区でございます。

徴収漏れが発生した原因ですが、下水道使用開始の際に下水道使用開始届が提出されていたにもかかわらず、料金システムに入力されておらず、かつシステムに反映されているかのチェックが実施できていなかったことによるものです。今後の対応ですが、徴収漏れが判明した下水道使用者の方6件に対しては、既におわびの訪問を順次行っており、時効になっていない、過去5年以内の下水道使用料のお支払いをお願いしているところでございます。

再発防止策として、新規で下水道使用開始届が提出された後、システムへの

入力、反映が正しくされているか、上水道係、下水道係で二重チェックを行い、再発防止に努めてまいります。

なお、今回の事案の詳細につきましては、上下水道課にお問合せいただきましたら説明させていただきます。

以上、報告とさせていただきます。

以上です。

○議長

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、これより令和5年平群町議会第2回定例会を開会いたします。

町長、招集に当たりまして御挨拶をお願いします。町長。

○町長

皆さん、おはようございます。

暦も3月となり、朝夕は寒さが残るものの、日差しは徐々に暖かくなり、平群の里にも春の訪れが感じられる季節となりました。

本日は、令和5年第2回平群町議会定例会の開催をお願いしたところ、議員各位におかれましては、公私御多用のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、日本で患者が発生報告されてから3年が経過しました。長期化したコロナ禍は、私たちの生活を大きく変え、命と健康の大切さを改めて考えさせるものとなりました。世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルスは、感染拡大を繰り返し、変異するたびに感染力が強まってきています。昨年10月より続いております第8波の状況は、感染拡大のピークとなった今年の1月には全国で1日当たり20万人を超える新規感染者が発生し、死者数も500人を超える日もありました。その後、1月下旬からは新規感染者数も減少傾向にあります。しかしながら、インフルエンザとの同時流行など、いまだに予断を許すことができません。他方、国はゴールデンウィーク明けの5月8日から、新型コロナウイルス感染法上の分類を2類相当から5類へ引き下げることを見直し、屋内でのマスク着用ルールの考え方等、感染防止対策も見直す方針を示しました。

町でのワクチン接種につきましては、令和5年1月15日をもって集団接種を終了いたしました。引き続き、感染拡大防止に努めてまいります。

ウクライナ情勢では、ロシアがウクライナに侵攻してから1年が過ぎました。ロシアのウクライナ侵攻に端を発する物価の高騰は、今や全世界に影響を及ぼしております。今もロシアによる軍事侵攻が続いております。一日も早い終息を願うものであります。



令和5年2月6日にトルコ南東部を震源とする地震が発生し、トルコ及び隣国のシリアで多くの家屋が倒壊し、甚大な被害が発生しました。改めて自然災害の恐ろしさを痛感いたしました。被災地の方々、現地で緊急支援をされている方々の勇気と復興に向けた熱意に敬意を表します。被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方の御冥福と、一日も早い復興を祈念申し上げます。

さて、12月定例会から2か月余りが経過し、この間の町政に関わる主な出来事や取組や行事などについて、御報告をさせていただきます。

1月9日には総合文化センターで、新型コロナウイルス感染症の防止対策をしながら、従来の成人式の在り方も検討を重ねた結果、18歳を対象とした場合は受験や就職の時期と重なり、負担が大きくなることから、平群町でも、20歳を対象に、真の大人への節目としてお祝いをする式典としています。20歳の集いとして実施し、対象者が192名、当日参加者132名でありました。式典では、20歳の宣誓や恩師によるお祝いのビデオレターが映し出され、お祝いや励ましの言葉が皆さんにされ、輝かしい門出を迎えられました。20歳になれる皆様には、この平群町で生まれ育った誇りと愛着を持ち続け、活躍していただけることを願っております。

1月12日には、平群小学校の校庭で大とんどが行われました。今年もPTAの皆様のご協力の下、大きなやぐらが組まれました。今年の恵方である南南東の方向から点火され、炎にくべられたしめ縄や書初めが高く燃え上がっていました。平群町の子どもたちが健康で健やかに過ごせることを心より願っております。

1月13日には、地域の防災・防火活動のリーダーとして活躍を頂いている消防団の活動の一環として、消防協会生駒南支部の連合出初式が挙行されました。新しい年を迎えて、消防団員の消防精神に燃えた雄姿が寒風の中、披露されました。

1月29日には、へぐり時代祭り実行委員会の皆様と、奈良県の冬季イベントの大立山まつり2023、奈良ちとせ祝ぐ寿ぐまつりに参加し、4月29日に実施予定のへぐり時代祭りのPRを行いました。

2月11日には、くまがしステーションの道の駅で、全国信用金庫で組織されている“よい仕事おこし”フェア実行委員会との包括的連携協定に関する締結式を行いました。この連携協定を機に、全国の信用金庫様のネットワークを活用させていただき、平群町の名前と、イチゴ古都華の聖地平群を全国的にPRし、平群町の知名度の向上やイチゴ販路の拡大など、農業の活性化につながることを期待しております。

2月18日には、コロナ禍で中止が続いておりました、実に3年ぶりに平群町自治連合会主催による公開講演会が総合文化センターで開催されました。テレビ等のメディアで出演されている奈良県出身の精神科医、名越康文さんを講師に招き、ウィズコロナをテーマとした、よりよい生き方のヒントとして御講演を頂きました。当日は約120名の町民の皆様に御参加を頂きました。

2月25、26日には、関西最大級の虎のお祭りとして恒例となっております信貴山寅まつりが開催されました。町もブースを設け、平群町の特産品であるイチゴの古都華と平群ローズのPRに努めました。

次に、今議会で上程しております令和5年度予算に関することについて申し上げます。

私は、昨年11月の町長選挙において、町政運営2期目の信託を頂きました。その折、町民の皆様方と約束させていただいた項目について、着実に実施し、皆さんとともに輝く平群の未来をつくっていくことが私に課せられた大きな使命であり、その達成に向けて、全力で取り組んでまいります。

その上で、財政状況についてであります。奈良県による財政の重症警報が引き続き発令中であり、令和3年度決算においても、本町の実質公債費比率及び将来負担比率、さらには基金残高比率が県内ワーストワンという、まだまだ非常に厳しい財政状況にあることを如実に示しています。

新年度予算については、現在の厳しい財政状況、少子・高齢化、人口減少など、町が直面する課題に対して、限られた財源の中で、いかに町民の皆様のご期待に応えられるのかを第一義に考え、予算編成を行ってまいりました。予算編成に当たっては、未確定財源を計上しない予算編成を行いました。

歳入面では、町税収入について、個人住民税が落ち込む中ではありますが、課税徴収の努力に努め、町税収入全体を確保してまいります。また、地方交付税等について、国の地方財政対策により増額を見込んだ内容となっております。しかしながら、公有財産売払収入を一定計上しております。

財政健全化の取組の大きな課題として、地方債残高の減少による将来負担の軽減、高水準にある公債費負担の軽減があります。そのために、普通建設事業については極力抑制し、地方債の発行を緊急財政健全化計画に基づき、発行額を1億5,000万円以内に抑え、地方債残高を縮減していく内容となっております。当初予算では緊急財政健全化計画に掲げた健全化事項について計上できていない部分もありますが、その取組を着実に推進し、喫緊の課題である財政健全化に努めてまいり所存であります。

また、歳出面についても、厳しい財政状況ではありますが、現行の住民サービスを維持することを最優先に、人口減少の抑制に向けた新たな取組として、子

育て世帯の移住・定住促進のための交付金制度の新設など、にぎやかで活気のあるまちづくりを進めるための経費については最大限の予算配分に努めました。

現在の厳しい財政状況を乗り越えるためにも議員各位の御意見を頂き、御理解と御協力を切にお願いするところであります。

本定例会におきましては、上程させていただきました案件は、報告案件が3件、条例の制定が2件、廃止が1件、一部改正が5件、令和4年度一般会計並びに特別会計の補正予算案件が4件、奈良県広域水道企業団設立準備協議会設置協議が1件、人事関連の同意案件が1件、諮問案件が1件、令和5年度一般会計並びに各特別会計、事業会計予算が11件で、合計29件の審議をお願いしております。

いずれの議案におきましても、慎重審議いただき、原案どおり可決、同意賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議 長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しています議事日程表のとおりであります。本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局 長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議 長

ただいまの報告のとおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により6番、植田議員、7番、山口議員を指名いたします。本定例会の会期中、よろしく願います。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から3月23日までの22日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月23日までの22日間と決定いたしました。

続きまして、会期の内容の報告を求めます。局長。

○局長

それでは、会期の内容について御報告申し上げます。

3月 2日（木） 本会議（初日） 午前9時より

なお、一般質問の通告締切りにつきましては、本日午後5時となっておりますので、よろしくお願いいたします。

3月 3日（金） 本会議（新年度予算総括審議） 午前9時より

3月 4日（土） 休会でございます。

3月 5日（日） 休会でございます。

3月 7日（火） 予算審査特別委員会（一般会計） 午前9時より

3月 8日（水） 予算審査特別委員会（各特別会計・各事業会計）  
午前9時より

3月11日（土） 休会でございます。

3月12日（日） 休会でございます。

3月14日（火） 本会議（一般質問） 午前9時より

3月15日（水） 本会議（一般質問） 午前9時より

3月18日（土） 休会でございます。

3月19日（日） 休会でございます。

3月21日（火・祝） 休会でございます。

3月23日（木） 本会議（最終日） 午後2時より

以上でございます。

○議長

続きまして

日程第3 諸般の報告を行います。

2月17日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（馬本隆夫）

去る2月17日金曜日、午前10時より議会運営委員会を開催いたしました。

案件につきましては、本日から始まりました第2回定例会の議会運営についてであります。

審議の結果といたしましては、配付されております委員会調査報告書どおりであります。

以上であります。

○議長

以上で諸般の報告は終わります。

町長より、追加議案案件を提出したい旨の申出を受けております。

議会運営委員会の開会をお願いしたいので、暫時休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時22分)

再 開 (午前 9時28分)

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

先ほど開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長(馬本隆夫)

休憩中に開催いたしました議会運営委員会の報告をいたします。

町長より、樺井橋本ダム更新工事の請負契約の締結について、議決案件を本日提出したい旨の申出がありました。協議の結果、議案第26号として本日の日程に追加し、追加日程第1として日程第21の次に議題とすることに内定をいたしました。

以上でございます。

○議長

町長から、議案第26号 樺井橋本ダム更新工事の請負契約の締結についてが提出されました。議会運営委員会委員長から報告がありましたとおり、これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、日程第21の次に議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。議案第26号 樺井橋本ダム更新工事の請負契約の締結についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、日程第21の次に議題とすることに決定いたしました。

続きまして

日程第4 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について

(こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整理  
に関する条例の制定について)

報告を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、報告させていただきます。

報告第1号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、  
次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月2日報告

平群町長 西 脇 洋 貴

1枚めくっていただきまして、専決処分書です。

専決処分書

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につ  
いて

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された  
町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和5年2月10日

平群町長 西 脇 洋 貴

それでは、改正条例について説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につ  
いて

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように  
制定する。

令和5年2月10日

平群町長 西 脇 洋 貴

めくっていただきまして、提案理由です。

提案理由

この条例は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律  
（令和4年法律第76号）の施行に伴い、子ども・子育て支援法の改正による  
引用条文の整理のための規定整備を行うものである。

別添で改正概要をおつけしております。改正概要に基づき、改正内容を説明

させていただきます。

要旨につきましては、提案理由のとおりです。

改正内容ですが、この条例は、同じ法律の改正を理由として、一部改正を必要とする三つの条例を条立てにして規定しております。それぞれ、記載の引用する条項の下線部分を規定整備するもので、1番で平群町子ども・子育て会議条例では、引用条項「第77条第1項」を「第72条第1項」に、2番で、平群町保育の必要性の認定に関する条例では、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、3番で、平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例では、「第19条第1項第1号」から「第3号」を「第19条第1号」から「第3号」へと改めます。

施行期日は令和5年4月1日です。

以上、報告とさせていただきます。

○議長

続きますして

日程第5 報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について

(平群町下水道事業の設置等に関する条例の一部を  
改正する条例について)

報告を求めます。事業部長。

○事業部長

それでは、報告させていただきます。

報告第2号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、  
次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月2日報告

平群町長 西 脇 洋 貴

めくっていただきまして、

専決処分書

平群町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について  
地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された  
町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和5年2月10日

平群町長 西 脇 洋 貴

めくっていただきまして、条例改正文でございます。

平群町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

平群町下水道事業の設置等に関する条例（平成29年12月平群町条例第30号）の一部を次のように改正する。

令和5年2月10日

平群町長 西 脇 洋 貴

それでは、提案理由をお願いいたします。

提案理由

この条例は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）を引用する条項に条ずれが生じるため、所要の改正を行うものであります。

改正文に戻っていただきまして、改正する場所は、第5条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第8項」に改めるものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

次に、改正概要のほうをお願いいたします。

改正概要の要旨は、先ほどの提案理由と同様でございます。

改正内容は、第5条関係ということで、下水道事業の条例の引用条文であります地方自治法第243条の2が新たに新設されたことに伴い、従来の同法第243条の2が同法第243条の2の2に繰り下がったことにより、所要の改正を行うものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長

続きまして

日程第6 報告第3号 議会の委任による専決処分の報告について

（平群町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について）

報告を求めます。事業部長。

○事業部長

続きまして、報告させていただきます。

報告第3号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月2日報告

平群町長 西 脇 洋 貴

めくっていただきまして、専決処分書です。

専決処分書



平群町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について  
地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された  
町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和5年2月10日

平群町長 西 脇 洋 貴

めくっていただきまして、改正文です。

平群町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について  
平群町水道事業の設置等に関する条例(昭和43年3月平群村条例第21号)  
の一部を次のように改正する。

令和5年2月10日

平群町長 西 脇 洋 貴

続いて、提案理由をお願いいたします。

提案理由

この条例は、地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)  
の施行に伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)を引用する条項に条  
れが生じるため、所要の改正を行うものであります。

条例改正文に戻っていただきまして、先ほどと同様ですが、第5条中「第  
243条の2第4項」を「第243条の2の2第8項」に改めるものでござい  
ます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

続いて、改正概要であります。

要旨は、先ほどの提案理由と同様でございます。

内容としましては、第5条関係で、引用条文である地方自治法第243条の  
2が新たに新設されたことに伴い、従来の同法第243条の2が同法第243  
条の2の2に繰り下がったことにより、所要の改正を行うものであります。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長

続きまして

日程第7 議案第2号 平群町個人情報保護に関する法律施行条例の制定  
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第2号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

討論ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。  
これより議案第2号について採決を行います。  
本案は原案のとおり可決したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第2号 平群町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、原案どおり可決されました。

続きまして

日程第8 議案第3号 平群町個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第3号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○7 番

ちょっとよく分からんから、もう少し詳しく説明してほしいんですけど、まず、こっこの概要のほうの2の所掌事務の(2)個人情報保護法施行条例、これは今ある平群町の条例なのかどうか。

それと、その後の(3)のところに、「特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱い」とこう書いてあるんですけど、この特定個人情報ファイルというのはどういうことなんですか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、ただいまの御質問にお答えします。

第2条関係の個人情報保護法施行条例といいますものは、先ほど議案第2号でお願いしてました新しい議案の名前でございます。

(3)の特定個人情報ファイルということでございます。

これにつきましては、個人情報の内容を含むマイナンバー法上の個人情報のファイルということになります。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

ちょっと今の2番目分からん。

1番目のほうは、正確には個人情報の保護に関する法律施行条例の制定とこう書いてあるやろう。まず名前が違うじゃない。この場合だったら、個人情報の保護に関する法律施行条例と書かなあかんのと違うの。

それと、今、2番目のやつ、全然意味分からんかったんやけど、特定個人情報って、その特定って何なのよ。

○議 長

総務部長。

○総務部長

ただいまの質問にお答えします。

すみません。個人情報保護法施行条例、これ、略しています。正式には、議員おっしゃるとおり、平群町個人情報の保護に関する法律施行条例でございます。

ここで言います特定個人情報の特定ということにつきましては、その特定がマイナンバーを含む個人情報と、そういうことで御理解いただきたいと思いません。

○議 長

山口議員。

○7 番

マイナンバーを含むということなの。でも、全員にマイナンバーついてるわけじゃないですか。全然特定ではないのと違うの。それはそういうふうに勝手に国のほうが決めてるならそれでいいんだけど、何か特定と言うたら普通とは

違うという感じになるんやけど、一応マイナンバー、生まれたときにもう新しい番号つくわけだし、全員に、ほとんどの人は自分の番号なんて覚えてないやろうけど、12桁のマイナンバーがついてるわけですから、ちょっと特定というのは分かりにくかったんで聞いた。

だから、特定個人情報保護評価書というのは、これはマイナンバーがついた、そういう書いたものということになるわけ。その辺どう。じゃあほかの特定でない個人情報というのは何なの。

○議 長

山口議員。

○7 番

まあええけどね。これは素朴な疑問やから、別にどうのこうのじゃないけど、特定とつくると何か違ったものという意味合いになるからね。だから、町内の住民の個人情報で、特定の人がいるのかみたいな感じに受け止めた、今の話ではないと思うんやけど。だから、そこは何で特定かと。じゃあ、特定でない個人情報は逆に言えばどうなのかと素朴な疑問として。それは今でなくていいけども、ちょっとどうしてそうなったのか、ちょっと調べておいてもらえますか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

ただいまの特定じゃないというところ、確認してまたお知らせのほう、させていたきたいと思います。

○議 長

ほか、質疑ございませんか。馬本議員。

○12番

審査会条例において、審議されない事項としては具体的に出てるでしょう。こういうやつは審議したらあかんよと。それ言うてくれるか。そのほうが分かりやすいん違うか。例えば、人権についてとか、いろいろあるのと違うか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

今回、審議されないような内容でございます。

審議会への諮問についてということで、現行条例では、実施機関は取扱い事務の目的達成のために、思想、信条及び宗教に関する個人情報について、審査会の意見を聴くということは可能であったんですけども、新条例では、個人情報保護による全国の共通ルールが適用されたことにより、この諮問の内容につ

いては対象外とされています。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

簡単に言うたらこういうことかいな。思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人権、民族、犯罪歴、その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならないというふうになってるけど、そういうニュアンスでええのか、理解で。

○議長

総務部長。

○総務部長

議員お述べのとおりでございます。

○議長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

討論ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。  
これより議案第3号について採決を行います。  
本案は原案のとおり可決したいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第3号 平群町個人情報保護審査会条例の制定については原案どおり可決されました。  
続きますして

日程第9 議案第4号 環境保全器具使用料条例を廃止する条例について  
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第4号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○7番

12月の一般質問で取り上げたんですが、12月議会で一旦提出を予定して  
たのを急遽取りやめたということで。なぜ取りやめて今回出したのか、その辺  
の経緯を説明していただけますか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

廃止するに当たりまして、今後の対応としましての方向性の再度検討という  
形で取下げをさせていただきました。そして今回、防護服のみの無償の貸出し  
という形で決定させていただきましたので、廃止の条例を上程させていただきました。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

もうちょっとちゃんと説明しいや。前回のときは、薬品は実費とかいう話を  
してたでしょう。今の部長の説明やったら薬品は勝手に買ってくださいという  
ことになったわけでしょう。そこが違うんでしょう。12月に出そうとした  
ときは、薬品は町のほうが出すんかどうかは別にして、そこは実費で払って  
くださいねということやったわけでしょう。それを今度変わったのは、どうして  
取り下げてそういうふうに、今の説明やったら、12月に出そうとしてたのが  
もうひとつ、庁内で協議して、ちょっとどうやという話になったから変えた  
というふうに思うんやけど、今回そう変わったのはなぜかと聞いてんのにやね、  
そこをちゃんと答えてくれんとあかんやん。なぜそう変わったんですか。どう  
いう協議をしてこっちのほうがあえって町としてはなったのか、そこを説明し  
てくれなあかん。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

すみません。12月議会からの経緯の中で、その薬品の取扱いというものがありません。薬品につきましては、これ、現状で言いますと、これまで1,000円で貸出ししてたんですけども、薬品自体の価格変動が激しくて、大きく値上がりをしてしまいました。その取扱いについてどうしようかということがありました。ただ、今後も価格変動については予測されることから、薬品については個人負担としていただいた上で、もう防護服を無料で貸し出すというような形の条例で廃止していくということで協議を決定して、今回の上程に至りました。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

分かりました。それはええんですけど、薬品の値段って、変動あるという話やけど、どれぐらいになってるのか。相当高いものなのか、低いものなのか。現状でいいですから。

それと、これも前に聞いたかもわかんないですけど、去年どれぐらい、そんなたくさん貸し出さなかったと思うんですが、どれぐらいあるのか、その辺も。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

薬品なんですけれども、昨年度、1年ほど前でしたら1,600円程度、今年度になりまして1,800円程度と上がってきております。薬品の価格につきまして、業者のほうに聞きますと、やはり変動、まだまだしそうな話は聞いております。

あと、件数なんですけれども、件数につきましては、過去5年間見ますと、多い年度でしたら、年間30件超えるぐらいあります。最近では35件程度の推移をしておるところです。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

思ったより35件って多いですね。1年間でしょう。

ほんで、前回の12月の一般質問で、三郷や斑鳩が、蜂駆除を業者に頼んだ場合の補助金、2分の1で上限1万円ということで、平群町でも考えてはどう

かと。検討しますということでしたけど、予算も出てないから、多分新年度やる気ないと。この条例だけ出してきたと。この条例については分かるんですよ、価格のほうが高いと、1,000円もらっても中途半端なことになるから、防護服だけ貸すという、それはそれでええんですけど、ちょっとやっぱり、12月議会で言ったそれぐらいはね、35件としたら、1万円で35万円ですけど、ほんで平群町は三郷、斑鳩より高齢化がもう40%近くになっているわけですよ。こういう中で、特にスズメバチなんかの駆除で、もし万が一刺されたりしたら命にも関わるわけですよ。だから、そういうことから考えればね、やっぱり業者さんに、プロに頼んでやってもらうというのが大事なんです。そのためにはやっぱり、ちょっとでも補助があればね、実際どれぐらいかかるのか知りませんが、そんな安くはないと思うんです、人件費もかかることですよ。だから、そこはちょっと町長ね、ほんまに小さいことですけど、高齢化が激しい平群町こそ斑鳩や三郷より先にやるべきことであってね、もちろん、子育て支援で今回いろいろ出させていただいてますけども、高齢者のこういう、そのまま住み続けられるという意味で言っても、持家の多い平群町ではこういうのは大事だと思う。これは、もう1回ぜひ、検討と言わずにですね、これは途中でできますから、今回の新年度予算にはないですけど、ぜひやる方向で考えていただきたいんですけど、町長、どう思われてますか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山口議員お述べの蜂駆除に対する補助金、こちらについては、前議会でも、危険性については十分認識しているので検討していきたいということで答弁させていただいてます。今後につきましても、議員のお述べのことは承知してるんですけども、今回については、令和5年度についても予算計上しておりませんが、まずは防護服の無償化ということで対応していきたいというところですので、御理解いただきたいと思います。

○議長

ほか、質疑ございませんか。馬本議員。

○12番

もっと説明きっちりしやな分からへんのと違う。何でこれ廃止するか。基本的に、今薬剤使うてんのは、3メートルの竿、そこに取り付ける器具の下の薬剤、そのさっぱを抜いて、例えばそれしか使えない、その薬品しか使えないという構造になってんねやろう。市場では7メートルぐらい飛ぶ、そういうやつもあるんやろう。結局そういうことやろう。だから、それは変動するやろう、



いろいろね、薬剤も1,000円が1,500円になったり、それはするやろう。けれども、その場所によって住民がそういうホームセンターとかいろんなところ行って、こういう薬剤がええなというふうに選定されるようにするためには、基本的にその竿は今回貸出しは関係ないやろう。防護服だけと言うたやろう。前は竿もついてたん違うの。竿並びに防護服がついて、薬剤がついて1,000円やった。たしかそうやろう。そやから、あとは住民にその薬剤の散布についてはホームセンターで選んでくださいよと。今、平群町が使うてる竿については、一定のスプレーしか供用できませんよということで、いろんな問題が発生し、使いにくいということもあつたらいかんということで、今度無料化したのと違うの。基本的にそういうことやろう。それは値段もあるやろなつて。

この防護服も基本的に七、八万円すんのやろう。これは3年ぐらいで買い換えてるというふうにも聞いているけども、そういうこともあるので、利用者についてはこういうようになりまして、この薬剤しか使えないということの、そういうような使い勝手の悪いやつはなくしますということで、無料で防護服だけお貸ししますと。あとはホームセンターで聞いて、薬剤については指導していただきますように、アドバイスいただきますようにというふうに指導を今後お願いしたいというふうに思いますが、基本的にそれやったん違うの。それは間違いか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

今、議員のお述べのとおりでございます。

○議 長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

討論ないようにでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第4号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号 環境保全器具使用料条例を廃止する条例については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第10 議案第5号 平群町情報公開条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第5号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようにでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

討論ないようにでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第5号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第5号 平群町情報公開条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

午前10時25分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時12分)

再 開 (午前10時25分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

総務部長より発言を求められていますので、許可いたします。総務部長。

○総務部長

貴重なお時間を頂きましてありがとうございます。

先ほど、議案第3号で質問のありました特定個人情報の御質問についてでございます。

まず、個人情報とはということで、個人情報、それにつきましては、個人に関する情報で、氏名、生年月日、住所、顔写真などにより個人を識別する情報となります。そこに特定個人情報となりますと、その内容に、マイナンバー、個人番号を含む場合と定義されています。結果的には、個人情報の中にマイナンバーの個人番号を含むか含まないかということで、特定がつくかつかないかと、そのような内容になっています。

以上でございます。ありがとうございます。

○議 長

続きまして

日程第11 議案第6号 平群町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長

議案第6号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

討論ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。  
これより議案第6号について採決を行います。  
本案は、原案のとおり可決したいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第6号 平群町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第12 議案第7号 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第7号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

討論ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第7号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第13 議案第8号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第8号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

討論ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第8号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第8号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第14 議案第9号 平群町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第9号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

討論ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第9号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第9号 平群町国民健康保険条例の一部

を改正する条例については原案のとおり可決されました。

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

#### 説明員交代

○議長

続きますして

日程第15 議案第10号 令和4年度平群町一般会計補正予算（第8号）  
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第10号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。窪議員。

○10番

ありがとうございます。

それでは、平群中学校トイレの、今も部長のほうから御説明がありましたが、全面改修工事で1,100万円が予算計上されており、国の学校施設環境改善交付金が補助採択をされたということでの計上ですが、これによりまして、平群中学校のトイレは、前回もお聞きをしましたが、もう一度確認をさせていただきますが、全面の改修で、これで終わりというふうに受け止めてよろしいのでしょうか。

併せまして、残りの三つの小学校ですね、前回、北小学校も補助採択をされて、予算が計上され、これ全部繰越しということではありますが、平群町の学校施設のトイレ全般にわたるお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

お答えいたします。小中学校のトイレ改修ということです。

専ら児童・生徒が使うトイレについては、この中学校の本館2階のトイレの改修ということで予定をしておりますが、一旦これで終了という形でさせていただきたいと思っております。今後は、施設の老朽改善とか、そちらのほうの事業費等も必要になってきますので、トイレ改修につきましては、一旦は、専ら児童・生徒が使うところはこれでカバーできたということで考えております。

以上です。

○議長

窪議員。

○10番

これによりまして、トイレは終了と。今後、老朽化によってどんなことが起こるか分かりませんが、応急的にはするけれども、そういうことで。これによりまして、トイレの洋式化率ですね、全便が100%洋式化を目指してということでもないと思いますが、その点、御確認させていただきたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

トイレの洋式化率でございます。お答えいたします。

まず、平群中学校につきましては、今回の改修に伴いまして、一応設計段階で6個の洋式が追加ということで、現状60.5%なのが82.1%の改善ということで見込んでおります。

併せまして、北小学校でございますが、こちらのほうにつきましても、6個の洋式が追加ということで、60%のものが78.6%ということで改善を見込んでおりまして、町全体のものにつきましては、現状76.4%の洋式化率が85.4%に改善ということで見込んでおります。

以上です。

○議長

窪議員。

○10番

ありがとうございます。

ここずっと、本当に保護者の皆さん、また生徒・児童の皆さんから多くの本当に要望がありまして、よく85.4%まで洋式化、持ってこられたと評価したいと思います。和式のところも必要ですので、なかなか100%というのは望めないと思いますが。

それから、この北小と、今回中学校ですが、繰越しになりますが、工事完了はいつ頃の予定をお考えでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

工事の予定でございますが、今現在、測量設計等の作業に入っておりまして、夏季休業期間中の工事を実施いたしまして、2学期から供用開始ができればと



いうふうに思っております。

以上です。

○議長

ほか、質疑ございませんか。植田議員。

○6番

今のトイレのことでもう少しお聞きしたいんですけども、この間私も、中学校が一部、大分前ですけども、洋式化されたときに利用させてもらったんですけども、洋式化というのは当然そうなんやけど、本当に悪いんですけど、お粗末な洋式で、冬場なんかはかなり冷たい便座に座らなあかんということやったけど、何とかそれは最低限でも保温便座ぐらいはということは言ってきたんやけど、今回、この小学校、中学校でされる洋式化の機能的な中身ですね、そこら辺を少しお聞きをしておきたいと思います。

それともう一つ、職員、先生方のトイレなんかの改修要望というのは出てないのかなど。職員用のトイレというのは洋式化になってるところがあるのかなのか、町内のね。当然今の時期ですから、和式だけということではないとは思んですけども、そこら辺の現状も含めて、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

トイレの設備の改修内容でございます。

まずは、配管等の老朽改善というのが大きなウエートを占めるんですけども、洋式、便器の洋式化並びに、いわゆる乾式化、バリアフリーにいたしましてということで、そちらのほうに大きな事業費がかかるということで、御要望のような便座というのはなかなか事業費として届かないという状況でございます。

職員のトイレの改修のことにつきましても、確かに教職員組合等々の学校からの要望は上がっておりますが、まずは児童・生徒に係るものを優先してやっております。職員トイレの改修状況でございますが、平群小学校は100%、今回北小学校のほうにつきましても、補正のほうでします部分で職員トイレ、共用なんですけれども、改修いたします。南と中学校がまだでございます。

確かに、それにつきましても、何とか着手にこぎ着けたいところではございますが、やはり全体的なこともありますので、今後の大規模改修等のときに、もし可能であればということでは考えております。

以上です。

○議長

植田議員。

○ 6 番

本当に、それは配管とかそういう大事なところはあるんですけども、今の御時世ね、家庭用のトイレも含めて、何にもついてない洋式の便座なんてほとんどないわけですし、寒い時期、特に冬場なんかやったら、トイレって一番冷え込むところですから、そこにですね、本当に洋式になったからええというものではないのでね、やっぱりやるんやったら、もう少しやっぱり丁寧な、あるいは、今の御時世に見合ったような対応をやっぱり私はすべきだと思います。それは非常に残念というか、情けない改修かなというふうには思っていました。

それと、教職員のトイレもですね、やっぱりこれ、きちっと先生方も、言うたら学校で教鞭、あれ立って仕事をされるわけですから、そういう先生たちが安心して、あるいは快適とまでは言いませんが、きちっとそういう部分では利用できるようなトイレを、これで終わるのではなくて、引き続きやっぱりきちっとやっていただきたい。

それと、この教職員のトイレの改修については、国の、これまで使ってた国庫補助ですよ、3分の1。これというのは対象にはならないんですか。この点についても聞いておきたいと思います。

○ 議 長

教育委員会総務課長。

○ 教育委員会総務課長

御要望の趣旨は我々もよく理解してます。先生方に大変御不便かけていますが、まずは児童・生徒に関わるものを優先させていただいてます。

学校改善交付金の部分ですが、教職員のトイレについても一応補助対象とはなり得るとは考えております。

○ 議 長

植田議員。

○ 6 番

当然学校施設やからなり得ると私も思ったんですけども、一応確認として聞きました。ということは、今後も、別にこれ、今年で終わる補助制度ではありませんので、引き続き、ここはきちっと改善をして、先生たちも安心して教育を、子どもたちの授業ができるような体制をやっぱりきちっと取るということを行行政としても責任持って、そういう改善は進めていただきたいというふうに思います。

○ 議 長

長良議員。

○ 2 番

すみません、一つだけ政推のことで聞きたいことが出てきました。

この補正の中でね、ふるさと納税のことでお伺いしたいんですけども、平群町の財政は厳しくて、お金入ってくるのところ、目立って今回、補正もこうやってしている中で、積立てとして、ふるさと基金、あるんですけども、僕はこの4年間さしてもらってた議員として、座らせていただいていた中でね、今までふるさと基金に対しては町がやってたけども、外部にお願いして、もっともっというろんなアイテムを作っていくたいということで外部に委託したというふうに僕は思ってるんですけど、それで、僕の理解でいいかどうか、まず教えてください。

○ 議 長

政策推進課長。

○ 政策推進課長

今の長良議員の御質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税につきましては、議員お述べのとおり、令和4年度から、中間事務ですね、その部分を業者に委託しまして、そして、ふるさと納税の税収の伸びを取り組んでいるということでございますが、今年度も当初、昨年につきましては2,300万円だったのが、今現在3,400万円弱まで伸びてきてると。そういった中で、中間業者だけじゃないんですけども、職員も一緒になって、ふるさと納税の増収に向けて取り組んでいるということでございます。

以上でございます。

○ 議 長

長良議員。

○ 2 番

今の課長のお答えで僕は安心したつもりでいてるんですけども、僕は何が一番言いたいかというと、補正こうやって入れてくれて、今年ね、平群町の駅前にイルミネーションをふるさと納税のお金ですてくれた。町のにぎわいで、お金を自由に、予定以上に入ってくる予算はこのお金以外見つからないと僕は思ってるんです。今、予算、3月審議に入ってるね、思った以上に入ってくるこの金額がね、中間委託業者が頑張ってくれたからとか、僕はね、税金のことでもそうやけど、県の人たちに手伝ってもらったから税収増えましたとか、僕はそんな言葉を町の職員が言うのは物すごく残念なんです。町民の方々に頑張ってる、頑張っていると、町の職員の人らは前向きに町民のためにやってるんやというふうに発信するのも議員の務めやと思ってる。ぜひとも積立てして、無駄遣

いのないように、みんなに全面に分かってもらえるように、ふるさと基金はこうやって順調に伸びてくるんだったら使ってやってほしい、そう思います。

ただね、その中で、ほかの市町村のいいところをまねして行政の職員は提案してやってほしいんです。今の答弁でも、いろんな外部委託の人たちに町を盛り上げてもらうのに手伝ってもらうのは結構やと思う。皆さん、日常の業務が忙しいから。でもね、ここに住んでる人が一番よく分かってることを行政の人が提案してくれないと、やっぱりまちづくりというのはこれから先、しんどいと思う。そこら辺も、ちょっとくぎを刺してるような言い方で申し訳ないですけども、このふるさと基金の増え方を見て感じたので、申し訳ないですけども、政推、お金分けるのが仕事ですから、そこら辺、注視して、してやってほしいです。どうぞよろしくお願いします。

○議 長

答弁よろしいですか。

○ 2 番

いいです。

○議 長

ほか、質疑ございませんか。山口議員。

○ 7 番

順番に質問しますね。

まず、新生児出生特別定額給付金、人数が増えて10人増えるということなんですが、もともと80人で組んでたと思うんですが、それが80人で足りなくなつたということで、今まだ3月2日ですから、まだ今年度、もう1か月あるんで、今、この10人で、これでいけるんですね。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

新生児の給付金でございます。

当初、おっしゃっていただきましたように、80人分の800万円ということで予算を計上させていただきました。今年度内、転入、出生見込みも含めまして10名ということで、90名分ということで、今回の補正として要求させていただきます。

以上です。

○議 長

山口議員。

○ 7 番

それに合わせて2月の臨時議会の補正の出産・子育て応援ギフト、こっちは一応それよりも人数を多めに組んでるから、それはまだいけるということですよ。よろしいですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

出産・子育て応援ギフトについては予算どおりで賄えると考えております。

○議長

山口議員。

○7番

あと、ふるさと納税の、相当金額増えてます。ちょっとさっきも出てましたけども、基本的に、予算の合計が4,080万円ぐらいになるんですね。この間の説明では古都華が有名になって、古都華の返礼品目当てが多いみたいな話をちらっと聞いてるんですが、その辺、どのように分析してるのか。ほんで、今のところ、正確には幾ら寄附金来てるのか、その点どうですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ふるさと納税の御質問にお答えさせていただきます。

今現在、確かにふるさと納税がこれだけ伸びているというのは、まず現状で1月末現在で3,417万円の寄附額となっております。その伸びた主な理由といたしましては、先ほどもありましたけれども、中間事務を委託したことによりまして、各ポータルサイトとかそういった部分を一新したということと、そしてまた、イチゴなんですけれども、イチゴ、今までは町と道の駅という形から、中間事務業者と生産者という直接のやり取りという形に手法を変えております。そういった中で、前年比より2倍以上の供給量を確保できたこと。そしてまた、返礼品も令和4年度は61品目やったんですけど、今現在、73品目と増加しており、そういったことが増加傾向にあると。今現在、令和3年度の古都華の分でしたら、昨年であれば、1年間で617件、930万円という寄附金でしたが、令和4年度12月末現在では、古都華につきましては1,598件の1,986万3,000円の寄附額となっております。今現在、そういった形でふるさと納税は取り組んでおります。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○ 7 番

いろいろ取組やって増えてるということで、返礼品そのものは、国が今、基準で3割以内ということです。そこにいろいろ、ネット関係のそういう委託業者が入ってるんで、実際に入った金のふるさと納税としての寄附金の半分以上なのか半以下なのか、その辺、経費としては、決算出ないと正確には分かりませんが、半分以上になりそうですか、半分は必要なんですか。その辺、どれぐらいかかるんですか。

○ 議 長

政策推進課長。

○ 政策推進課長

ふるさと納税の寄附額の返礼品についての3割というのは出ております。そして、サイトとかそういったもの、返礼品も含めた形で、国のほうでは5割以下というような形で告示をされております。そういった中で、今現在、毎年こういった部分で、国に報告して認定していただいているところでありますけれども、今現在も5割以下の中でやってると。そういった中で、4,080万円の寄附が実現しましたら、大体約2,100万円ぐらいが事務費等で引かれていくというようなことでございます。

以上でございます。

○ 議 長

山口議員。

○ 7 番

ということは、半分よりちょっと多くなるという、予算上ですけどね。国は半分ぐらいまでという趣旨。それでね、これ、ふるさと納税はほとんど自由に使えるというふうに思うんですが、このふるさと納税の中には、寄附する人がこれに使ってほしいとか、そういうのはありなんですかね。ちょっとこれ、それはありなのかどうか、その点どうですか。

○ 議 長

政策推進課長。

○ 政策推進課長

ふるさと納税につきましては、主に5項目でふるさと納税の募集をかけております。そして、寄附していただいた方の御意向を反映できるような形で、まず町政全般という形であれば町のほうが自由に使えると。そして、あと少子、教育、そしてあと観光、そういった形で、寄附者の方がこういうことに使ってほしいという形で申込みができるようにはなっております。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

新年度予算の中でちょっとそれらしいものがあつたように思ったので、それはまたそのときも聞きますけれども。

次に、障害者福祉の扶助費。これ、たまたまだと思うんですが、訓練等給付費は3,700万円増額して、障害児施設給付事業が1,850万円、ちょうど半分減らしてるんですけどね、これはたまたまですか。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

ただいまの質問にお答えします。

こちらのほうにつきましては、予算のほうにつきまして、各項目ごとに過去の実績から伸びを見込みまして積算しておりました。結果的に、介護・訓練等の給付のほうにつきましては3,700万円の増額という形になりまして、障害児施設給付のほうにつきましては、結果的に半額の1,850万円の減額という形になりましたので、ちょっと結果的なお話ということで認識しております。

○議 長

山口議員。

○7 番

それぞれ、特に、この今度減額になった障害児施設給付事業というのは、この間ずっと相当増えてきて、毎年増えてきて、補正予算で増額補正を大体してきたと思うんですが、今回これ、前年度に比べて、予算上は全体では減ってないのかもわかんないですけども、ここに来て落ち着いてきたということなのか、その辺はどのように見えますか。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

障害児施設給付事業の関係ですが、過去の伸びのほうから、前年対比で大体3割程度、30%程度の伸びを見込んでおりました。実際、実績のほうにつきましては伸びておるんですけど、大体13%の伸びとなりましたので、見込みほどは伸びなかったという形で減額させていただいております。

以上です。

○議 長

山口議員。

○ 7 番

分かりました。増えてるのは増えてるということですね。

それからですね、清掃費の需用費 3 2 2 万 5, 0 0 0 円、燃料と光熱水費、分かるんですけども、それともう一つ、委託料で 9 6 万円、これは一体何なのか。さっき説明あったのか分かんないですけど、もう一度説明していただけますか。

○ 議 長

住民生活課長。

○ 住民生活課長

清掃費の事業・業務委託料なんですけれども、そちらのほうは、焼却炉の不具合によりまして、香芝・王寺環境施設組合と三郷町に、可燃ごみのほうですね、処理の委託をさせていただきましたので、その分の使用料、委託料の支払いの分になります。

以上です。

○ 議 長

山口議員。

○ 7 番

分かりました。

それからですね、工事請負費 2, 4 0 0 万円。これは緑ヶ丘の延長ですよ。緑ヶ丘の南北の中心道路の歩道の延長だと思うんですが、これ、4 5 % 補助で、起債がその残り。端数の 5 万円だけ一財ということになってると思うんですけどもね、これ、交付税算入はあるのかどうか、その点どうですか。

○ 議 長

政策推進課長。

○ 政策推進課長

今回の維持補修の補正予算債に伴う交付税算入でございますが、まず、原則として 1 0 0 % 起債充当、そして、その後以後年度における元利償還の 5 0 % が措置されるということでございます。

以上でございます。

○ 議 長

山口議員。

○ 7 番

だから、1, 3 5 0 万円のうちの半分は一応後年度、交付税算入があるということですね。

それからですね、下水道繰出金、これ後で下水道事業会計も出てきますけれ



ども、調定月の基準月変更に伴う消費税の増額分、1か月早まるということな  
んですか。もうちょっと具体的に説明してもらえますか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

議員の御質問にお答えさせていただきます。

下水道事業会計の繰出金の金額の中で、下水道使用料の調定月、今現在は2  
月から1月の調定月ベースになっております。それが、水道事業の県域水道の  
一体化の関係で、令和5年度から4-3ベースの調定月に変更になるというこ  
とで、令和4年度につきましては、調定月が2月から3月の14か月になる  
ということで、その使用料の増という形になります。冒頭で提案理由の中で、そ  
の関係で使用料が増になった分、消費税の関係が200万円増えてくるという  
ことと、あとその関係で3条と4条の関係で、272万8,000円になって  
ると、調定月が2か月増えてるということでございます。

以上です。

○議 長

山口議員。

○7 番

これで、その事務作業はスムーズにいくんですか。2か月の、要するに延び  
るということはね、今までは1月末で締めてたわけでしょう。それが3月末ま  
で延ばすということになれば、当然、2か月のその時間差、決算は9月やから  
間に合うんでしょうけど、そういうことの、事業会計なんでね、ちょっとほか  
の特会とは違うと思うんですが、それはそれでできるならいいんですが。ただ、  
2か月で272万8,000円の消費税ということは、これ、逆算すればすぐ  
出るけど、1か月1,350万円ぐらいの売上げということ、そういう計算で  
いいですか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

議員の御質問にお答えさせていただきます。

2か月の増ということで、金額相当にいたしますと、また下水道のほうで出  
てきますけれども、約2,260万円程度の増という形になります。その増の  
約10%に当たる206万円が消費税相当額という形になります。そのほかの  
金額は、3条、4条関係の減価償却とかいう関係でございます。

以上です。

○議 長

山口議員。

○7 番

分かりました。

それからですね、中学校の大規模改修。これ、今の補正ですから、当然夏に工事ということでしたけど、もともとこの前の当初予算で1,100万円、長寿命化の基本計画策定と、こういうことやったんですが、これはもうできてるんですよね。できてへんのか。ここに繰越明許に載ってたけど、これ、当初予算で組んで、何で繰越明許なの。1年間ほったらかしということ。何かできなかった理由があれば説明していただけますか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

今、計画の関係ですが、ちょっと時系列に御説明させていただきます。

まず、長寿命化計画につきましては、令和3年、4年の事業で、今回、まず長寿命化計画という計画を策定をいたしております。12月補正をしておりますのは、中学校の長寿命化改修に係る基本計画と、そういうことになっております。長寿命化計画につきましては、その計画に基づきまして、いわゆる改修計画の立案、あるいは国への補助金の申請等の協議等にかけていくために最低限必要なものということで、計画のほう、つくっております。中学校の長寿命化改修に係る基本計画につきましては、12月補正に議決を頂きまして、速やかに着手、現在計画の策定を進めているところでございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

いや、これ、繰越明許に載ってるから、これ、12月の補正やったか。そうですか。

これはもうあれやね、今年度中にはできないから。でも、全額というのは、今もう始めてるんだったら、全額というのはどうかなと思うんやけど、まあいいです、分かりました。どっちにしても、新年度でそれも含めてやるということですね。

それからですね、あと歳入のほうですけど、その交付税が、さっき説明ありましたけども、地方交付税普通交付税、相当増えてますよね、6,687万2,000円増えてるということで、国の活性化事業で交付されたというような説明やったと思うんですが、これで補正で3億7,774万5,000円、今年

度ね。地方交付税普通交付税の補正で3億7,700万円も増加してて、これで全部で普通交付税だけで28億円近くになるんですね。昨年度も相当あったと思うんですが、これでいくと、あと臨財債は1億円の予定が7,649万1,000円に減らされてますけど、これも含めて、今、28億7,000万円ほどありますから、特別交付税はまだ出てないと思うんですけどね、一応3億1,000万円を予算組んで、昨年度も大体予算どおりぐらい来てたんですが、その点、今年も特別交付税はそういうふうになるのかどうか、その点どうですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、特別交付税という部分ではございますけれども、今現在、普通交付税の部分ですけれども、最終の交付決定額というのは26億2,140万円となっております。そして、特別交付税につきましては、9月現在の国の研修の中では、やはり今年度は災害がすごく多かったということで、9月の時点で特別交付税というのは、去年、災害等のなかった地域については5%ぐらい減っていくのではないかと御説明があったんですが、その後、また雪の豪雪とか、ちょっと全国である中で、特別交付税が、ちょっとまだ、私たちも県とかにも確認はしてるんですけども、ちょっと例年よりは減っていくのかなという見込みは立てております。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

特交で言えば、去年もそう言って、大体予算どおり来てたけど、分からね、何とも言われん。ただ、私、3億7,700万円ほど補正で上がってると言ったのは間違いやったか。今、26億幾らと言ったから、僕のほうで計算間違ったんかもわかんないですけども、どっちにしても、それ入れて臨財債も入れれば大体30億円。だから、昨年度と一緒ぐらいになると思うんですが、それは分かりました。

それからですね、補正予算全体としては歳入超過になって、そのうちの3,407万7,000円を財政調整基金に入れるということで、これ、この前の全員協議会で、財政のシミュレーションでは今年度、実質単年度収支は500万円の赤字の予定なんやけど、これは今回の補正があっても変わらないですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

前回、全員協議会で御説明させていただいた額ではございますが、あのときも御説明の中で、不用額が例年どおり2億円程度と想定すればというような部分でありますけれども、今回ですけれども、12月補正や今回の補正でも光熱水費とかそういった部分が、様々な物価高騰の影響が見込まれるということで、ちょっと財政課としても、不用額がかなり落ち込むのではないかというふうには考えております。そういった中で、決算としても厳しい状況にならないか懸念しております。

そういった中で、今現在、できる限り経費の節減を図るよう、また各課にお伝えしながら見ていくというような形になっておりまして、今現在、先ほどもありましたが、特別交付税と地方消費税とか大きな歳入もまだ見込めてない状況でもありますけれども、今現在、シミュレーションどおりという形では財政課のほうは考えております。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

500万円の実質単年度収支黒字ということはね、繰上償還をやってるでしょう、2億8,000万円ほどね。そしたら、実質剰余金は2億8,000万円減るといことなの。そういうシミュレーションをしてるわけでしょう、今。本当にそうか。もう3月やから、今の話やったら500万円で変わらないということやから、もうちょっと、まあ5月の出納閉鎖するまで分からんということで、ほんで、まだ消費税のほうも金額決まってないわけやね、交付金のほうもね。そうですか。でも、その辺ちょっとそれ、2億8,000万円も基金、6億円あるやつが2億8,000万円減ったら3億2,000万円ほどに、ざっとの話ですけど、そういう考えでいいんですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

議員お述べのとおり、2億8,800万円という形になるんで、実質収支というのはその分で、若干の500万円の黒字というのは見込んでおりますけれども、やはり積立金と取崩しの差とかそういった部分を見込んでいく中で、やはり、今現在ですけれども、そのような予算見込みになるのかなという形にはなっております。よろしく申し上げます。

○議長

山口議員。

○7番

僕はちょっと疑義やねというふうに思いますが、結果は出てみないと分からないので何とも言えませんけども、いずれにしても、2年間で5億7,000万円繰上償還してるわけですから、その分、本来、繰上げしなかったら残ってる金そのまま出ていってると。そのおかげで、もちろん将来負担比率が下がったりですね、この後の公債費比率が下がったりしてるわけですから、それはそれで別に悪くはないんですが、そういうふうに見てるということで、いずれにしても、ちょっと後で、さっき言ってた地方交付税、普通交付税、推移だけ、終わってからでちょっと資料もらえますか、僕の数字と違うから、どう違うのか、ちょっとチェックしたいので、これはお願いしておきます。

○議長

ほか、質疑ございませんか。窪議員。

○10番

ふるさと納税についてお尋ねしたいんですが、先ほどからも質疑がありましたが、金額が増えまして、この中間業務を今年度、業者委託を決められた。これによって大きな成果が出たことは大変よかったなと思います。そして、寄附件数ですね、これ2,000件超えてると思うんですけども、どのぐらい、今までの流れからね、件数的にはどのように推移してるのかお尋ねしたいと思います。

それから、使途ですね、先ほど課長のほうから、町政全般とか等々、5項目にわたって使途を選んでもらうと。また、コミュニティー事業というものも五つあったと思うんですけどね。それで、この使途、多くの方々がこういうものに使っていただきたいということで示された金額に対しまして、取崩しですね、これを使った、こういうことを公表をされておられますかね。ホームページでちらっと見たかなと思うんですが、こういう公表ですね、されているかをまずお尋ねをしたいと思います。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それではすみません、総額の件数でございますが、先ほどの3,400万円というのは寄附金額だけで、今現在整理できてるのが令和4年の12月末日現在なんですけれども、そちらのほうでいきますと、件数は2,048件となっております。ごめんなさい、3,417万円の寄附件数は2,431件。そし

て令和3年度ですけれども、1年間で1,382件ということですので、大幅に件数的にも増えているというふうに考えております。

そして、ふるさと納税を皆さんの御意向で使わせていただいたイルミネーションとか虎のポストとかもそうですけれども、一定ホームページのほうで公開させていただいたりしております。

以上でございます。

○議長

窪議員。

○10番

そういう部分はね、イルミネーションとか一部分ですよ。今回、基金の状況の一覧をもらってますが、ふるさと基金が1億9,031万5,000円、残高の見込みだと、このようにありますけれども、町政全般に使える部分はいろんな角度から慎重にいかないといけないと思うんですけれども、やはり教育、少子化対策、福祉等々でも、大変件数的にね、今回、新年度予算の資料にも入ってございましたけれども、こういうものがどのような形で使われているのか、こういう公表は今までされてこなかったのか、今後されるおつもりはないのか、その点お尋ねしたいと思います。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

やはり、ふるさと納税された方が何に使われたのかという形が分からないというのは、やはりそれは寄附していただいた方の御意向に添えてないのかなと思いますので、今現在もこういった形で使わせていただいたというのはさしていただいているところなんですけれども、以前はちょっとできてない部分もあったのかなと思うんですけど、今現在は活用させていただいている部分につきましては公表させていただいております。

以上でございます。

○議長

窪議員。

○10番

一部分、イルミネーションだけの問題ではありませんので、やはり寄附をしていただいた皆さんの、どこに使われているんだろうと疑問に思われる方もいるかも知れませんので、しっかりと、このふるさと基金の積立てすることだけが目的ではありませんのでね、しっかりとその点は開示というんですかね、公表をしっかりといただくことはお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長

ほか、質疑。馬本議員。

○12番

10ページ、ちょっとお願いします。

ごみの関係なんですけども、間違うてたら、ちょっと間違うてると言ってくださいね。要するに、今年の1月から2月28日までかな、2か月間、香芝市三郷町さんでごみ処理をお願いしはったわけやな。その金が業務委託料で出てるんやけど、それよりもね、まずね、住民にとってこのような重大な事案が発生しておきながら、なぜ文教厚生委員会か全協か、何で開かんかったん。まずそこからちょっと教えて。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

全協のときには報告させていただきましたけども、急なことでありましてので、委員会を開いていただくまでには至りませんでした。

以上です。

○議長

馬本議員。

○12番

その全協、いつの全協や。それ言うて。いつ報告したん、全協。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

2月20日の全協のときです。

○議長

馬本議員。

○12番

この事案が発生したのが去年の7月や。違うか。それが何で今年の2月の全協やねん。みんな分かってて僕は質問してんねんで。知らんと質問してない。そやから、それはそれでひとつ反省してもらわないかんね。結局、事案は去年の7月からやろう。いや、間違うてるんやったら間違うてるんやとってくださいね。それを云々とか、担当課に怒るとか、そんな気持ちはないねんで。要はこういうことやろう。去年の7月から2基ある焼却炉、1基は非常に具合悪いということになって、ピットの中も12月にいっぱいになったんで、1月から2

月にかけて香芝市と三郷町にお願いして生ごみを処理していただいたんでしょ  
う。その間、2か月間、ピットいっぱいのを1月と2月に焼却してるわけや  
な。

そこでやね、繰越明許として約3,000万円近い焼却炉の修繕費されてる  
わけ、今回のな。でね、こういう事案が発生したらやっぱりな、議会議員とし  
て住民の信託を得た議員として、「何や、議員皆知らんのかいな」って。これは  
やっぱり速やかに、7月にこういう事案発生してますということはね、やっぱ  
り9月議会もあったんやからね、協議会など何など、文教厚生委員会でも全協  
でも構へんがな。そこでね、こういう事態が発生してます、大変な状態になっ  
てますと。年末に向けてごみも増加しますねんということもやっぱり知らせ  
てほしい。議会とやっぱり一体になって考えていかなあかんというふうに提案  
してほしかったなというのが非常に残念であります。

今後、その修理、今1基正常に動いてるのか、2基動いてるのか、それは知  
りませんよ、今は。4月1日からね。

僕の提案でっせ、提案一つ。今は、うちの焼却炉は朝火つけて、夕方になっ  
たら火消やすのやろう、焼却をやめるわけやろう。これ、提案としてな、1基  
調子悪かったら、その1基修理すると、いろんなそういう修理ができるんやっ  
たら24時間で焼いたらいいねんということも考えるべき違うかということ  
を提案してんねん。

それはね、委託業務のほうで業者をお願いして、焼却していただいでる方  
にお願いしてやっていくのも一つの方法と違うかなと。生ごみは常に発生する  
んやからな。そやから、これがもしも止まったら大変なことになるんやから、  
そういうふうにするによって焼却炉が傷むのはましと違うか。冷やすこと  
によって、また温める、冷やす、これはレンガが劣化する、レンガがひび割れ  
ていく要因にもなるわな。24時間たくことによって、今この燃料費、高騰し  
てるわな。けれども、24時間のその火をもって燃やすのかって燃料費助かる、  
逆にね、場合もあるわな、火消やさへんねから。そういうことがもしも可能  
ならばね、うちの平群町の焼却場が可能ならばね、そういうやつをやっぱり  
いろ調査・研究されてますか。どうですか。

これね、一番心配するのはね。今、2か月、ピット1、2で香芝市と三郷町  
さんに友情で処理してもろてんけども、今、3月から入ってくるやつは全部  
平群町は燃やしてるわけやろう。これ、ちゃんといけんの。正常どおりに戻  
りますか。その点どうですか。

○議長

住民生活課長。



○住民生活課長

今回、清掃センターのほうですね、炉の故障は確かに7月から故障がありまして、その分につきましては、改修工事、補修のほうですね、させていただきまして。ただ、補修はしたんですけれども完璧には補修できず、燃料をかなり入れながらの焼却という形で、何とか清掃センター内で焼却できるようにやっけてまいりました。ですが、年末近づいてくると、一般家庭ごみも増えてきますんで。あと、清掃センターのほうの炉の改修工事は年末からスタートするというあたりからですね、やはりごみが焼き切れなくなりまして、よそ様に頼んで焼却の依頼するという形になりました。

その中で、どの時点で議会の皆様に報告して、委員会なりに報告、協議させていただくかというタイミング、今回なかったということは反省しております。あと、今提案いただきました、24時間炉にするという方向につきましても、もともと8時間炉、8時間を焼却して冷やすという形で設計されているものでございますので、そこらもいろんな業者に相談しながら、可能かどうかも含めて検討もしていきたいなと考えます。

そして、この3月以降の焼却の分なんですけれども、本格的な炉の工事につきましては、まだ3月以降、今年度の工事、繰越しさせていただきますんで、その分が入ってきますんで、今のところ、ピット内での滞留で恐らくは賄えるだろうと考えておりますけれども、3月以降は、皆様に御迷惑をかけないような形でごみのほうは焼却していけるように頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長

馬本議員。

○12番

そんなね、頑張る云々とか、そんな問題違うのよ。要はね、みんな聞いてはるから分かると思うけどな、3月以降やで、今度3月入ったけど、平群町から発生する生ごみはね、通常の稼働8時間で今現在は処理できるのかと、まずそれから聞かして。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

今、現状としましては、処理はできるという状況です。

○議長

馬本議員。

○12番

ということは、大分老朽化してる焼却炉やからな、処理できるって、3,000万円繰り越してるわな、これ、繰越しな、焼却炉修理。これ、また焼却炉を止めて、よう聞いてや。焼却炉を止めて修理されるのか、何か月ぐらいされるのか、いやいや、焼却炉は2基あるから、1基稼働しながら修理しますよと、どっちですか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

修理の箇所につきましては、1基止めて修理するということの予定です。

○議長

馬本議員。

○12番

分かった。ということは、今後、平群町に発生するごみ、きちっと24時間対応しなくても、ちゃんと平常な処理能力が回復できるという認識でよろしいんですか。そういうふうに私取りますけど、その認識で御答弁されたというふうに思いますねけど、どうですか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

現状としましては、改修工事を行うことにおいて、設計どおりの100%まではいかないですけれども、今現状、平群町のごみ、出されてる分につきましては、通常どおりの運転で焼却できると考えております。

以上です。

○議長

馬本議員。

○12番

あんまり言わへんけどな、そしたら去年の予算あったん違うん。何で修理せえへんかったん。したんか。去年7月にな、要するに、言うたら、完全焼却はできなかつたから、重油をより一層追いだきと言うねんな。重油をより一層使って、要するに完全焼却する行為をやりました。それによって今度燃料費は、高騰もあんねけど、それでまた今度、補正に入れましたという認識やろう。そんでよろしいんやろう。それもあんまり責めへん、言わへんけどね、僕にしたら非常に心配やねん、正直な話。要するに、稼働してくれて、それでええねけど、もう大分古い窯やからな。きちっとやれるんやったらやれたらええけども、きちっとほんならやってくれるねんな。できると言うてんやから、来年度どう

なるか分からへんねんけど、あなた、自信持っておっしゃったんやから、よその市町村に友情の処理をお願いするようなことはないようにということで、お願いはこれだけしていきます。工事、修理するんやったら、速やかにやっぱり工事していかなあかんのと違うか。

それも一つ聞いてほしいのは、今、8時間炉とおっしゃいましたけど、この炉は片一方しか稼働せえへんかったら24時間炉でもいけますとかかね、いろんなこと、やっぱりメーカーに聞いてほしいなというふうに思います。あなたは、そういうことを考えられましたか。考えてないはずやと思いますよ、私。せやから、ひとつよろしくお願いしますわ。だましましじゃないけど、もう焼却炉、大分古いですので、お願いをします。この件はもうこれで結構です。

今後速やかに、何かいろんなトラブル、こういうような大きいトラブルあったら、文教厚生委員会とかね、それから全協などに速やかに報告してくださいや。それは約束していただけますね。もう返事はさっき謝っておっしゃったからもうよろしいねけど、ひとつよろしくお願いします。

以上です。結構です。

○議長

森田議員。

○8番

先ほどから質問が出てるんですけども、緑ヶ丘の歩道改修ですけども、これで全て完了するんですか。どれぐらい達成率が達成してる予定なんでしょうか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

議員の御質問にお答えします。

緑ヶ丘で今現在計画している部分、いわゆる詳細設計が終わってる部分については、もうこれで完了するということでございます。

以上です。

○議長

森田議員。

○8番

それとですね、先ほどから塵芥処理費のことなんですけども、家庭ごみと有価ごみを業者に委託されてますね。その燃料費とかいうのは、以前も高騰してると思うんで、ガソリンは高騰してるんですけども、あれのやつはもう過去の予算に上がってたんでしょうか。それとも、その燃料費は町が支給してるのか、その辺だけちょっとお答えできるのであればお答えください。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

委託業者の燃料費なんですけども、年間委託料としまして、自動車代、人件費含めて契約させていただいてます。それにつきまして、今年度途中での変更契約のほうは行っておらないというのが現状でございます。

○議 長

森田議員。

○8 番

それは業者から何ら申出がないんでしょうか。一般的に言えばですね、社会一般的にはですね、ガソリン高騰で運送業者が音を上げてるという話。またですね、私どもの農家で燃料費使ってる方も、高騰で音を上げてるという話があって町から補助金が出たと思うんですけども、何も言ってこないからそのままということなんですか。まあそれでよければいいんでしょうけども、その辺どうでしょうか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

現状としましてはそういう要望等ございませんので、そのような対応をしております。

以上です。

○議 長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

討論ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第10号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第10号 令和4年度平群町一般会計補正予算（第8号）については原案のとおり可決されました。

午後1時30分まで休憩いたします。

（ブー）

休 憩 （午前11時56分）

再 開 （午後 1時30分）

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

（ブー）

○議長

日程第16 議案第11号 令和4年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第11号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○7番

5%ぐらい、5%以上伸びてるんですね。これ、給付費がこっだけ伸びた理由というのは何か原課のほうではつかんでおられますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの質問でございますけれども、予算については、コロナ禍において計上しておる金額であります。また、4年度のコロナの7から8期に移るあたりでですね、今までは入院等、大きな手術、控えられてたものが手術されるようになったというところも一つの要因となって医療費が伸びていると考えてお

ります。

以上です。

○議 長

山口議員。

○7 番

これは当然平群町だけじゃなくて、全県的にそういう方向ということですか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

おっしゃるとおり、県全体でのことでございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

そうするとね、新年度、令和5年度がちょうど今の制度になって6年目になりますから、令和6年度から統一料率ということで、今回にしても、県単位化になってますんで、町の国保会計から見れば、出た分全部入ってくるわけですから、直接関係ないんですが、ただ奈良県全体で上がっていけばですね、当然、統一料率になったときの料率というのは上がっていくわけですからね、全体的に医療費が増えればね。そこんところを見ると、この傾向が今後どう続くか分かりませんが、今のその状況、もうちょっとこう、県のほうは、去年の9月に最終的に統一料率、令和6年度の料率について、平成30年度に出したものを直視して、金額若干変わってますけれども、今年度最終的にどうするかということで、新年度、多分今年の夏ぐらいに最終的な方向を出してくると思うんですけどね。そうなってくると、今出てる分より、当然上がる可能性が高いというふうに考えるんですが、担当課としてはその辺、どういう説明を受けているのか、またどう見てるのか、そこをちょっとだけでも話あれば、説明できるのであれば説明していただけますか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

令和6年度に向けて、今県のほうで推計のほうをされております。市町村のほうへ下ろされている情報といいますのが、一応29年度のときに30年度から、次6年度まで。で、6年度のときの推計値が幾らかということで示してもらってございました。それに対してですね、昨年秋ないしは今年の初めだったと思いますけれども、再推計されました。医療費については、すみません、ち

よっと今、資料がすぐ出てこなかったんですけども、若干上振れしてる状況でございます。その上振れした状態を見込んで6年度の見込みというのをい出されております。その見込みについて、町のほうでも一応試算はしておるところでございます。その試算の額と、それと今、現行での料率、これを比較したところ、おおむね同等の水準になろうかというところでの推計になっております。以上でございます。

○議長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

質疑ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

討論ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。  
これより議案第11号について採決を行います。  
本案は原案どおり可決したいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第11号 令和4年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第17 議案第12号 令和4年度平群町水道事業会計補正予算（第2号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

議案第12号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○7 番

ちょっと今、最後のほうで、消費税1,403万6,000円の説明あったんやけど、ちょっともっと詳しく説明してくれへんか。なぜこれ増えるのかという、予算増える計上するのかということ、もう少し詳しく。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

御質問にお答えをさせていただきます。

説明をさせていただきました資本的支出4条の建設改良費の中央監視システムの更新工事が、令和4年、1億8,345万8,000円が令和5年度に全額繰越しをすることになったと。そのために、工事がそのまま5年度に繰越しになりましたので、4年度ではその支出がなくなったために仮払消費税の減が発生したと。内容的には、3条の仮払い消費税の本来の支出予定が1,667万8,000円程度ございました。あと、工事費減に伴う令和4年度分の国庫補助金の仮受消費税のほうで556万円ほど減になりまして、あと、それ以外の特別損失が95万円ぐらい増になったと。要は、工事をしなくなったがために消費税が増える結果になったと。

その全額繰越しになった要因、中央監視システムの要因としましては、コロナの感染によりまして、落札業者のほうで会議等がなかなかできなくなってしまったと。感染対策によって、全額繰越しをするような形になりました。そのために、補助金として入ってくるお金については仮受消費税ということで、その分は減になりますけれども、それを相殺しますと、1,403万6,000円の消費税の支出の必要があり、増額させていただくということになります。

以上です。

○議長

山口議員。

○7 番

ややこしいね。すごいややこしいけど、事業会計の場合、消費税というのは、基本的に住民の水道料金、これに消費税も合わせて収入ありますよね。それは、もらった分は税金として納める分、一つありますよね。でも、今の説明はそうじゃなくて、例えば1億円の工事したら、正味1億円だったら1,000万円の消費税、単純じゃないけども、1,000万円かかってたら1億1,000万円、町が業者に払いますよね。そのうち、業者に払う消費税が増えたということなの。いや、普通消費税の増額ということになればですよ、非常にややこ



しくて申し訳ないけど、増額ということになれば、普通に考えたら、住民からもらう水道代についでる消費税を払うというふうな感覚でちょっと見てたから、それとは今の説明は全然違うわけやからね。だから、ちょっとその辺は、工事の先送りとかの絡みでいろいろそういうふうになったということやけど、ちょっとできたらそういうのはね、もうちょっと詳しく説明書いてもらわないと、この提案理由だけじゃ全然、決算見込みにより消費税が増えたところ書いてあったらちょっと分かんないんですよね。だから、ちょっとその辺は、今回はいいですけど、次からはその辺、もうちょっと詳しく書いてもらえますか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

ちょっと複雑な部分もございまして、その工事がなくなった分、単純に言いますと、仮払消費税と仮受消費税のバランス上、増えてしまったということなんですけれども、資料については、今後検討をさせていただきます。

以上です。

○議 長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

討論ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。  
これより議案第12号について採決を行います。  
本案は原案のとおり可決したいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第12号 令和4年度平群町水道事業会

計補正予算（第2号）については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第18 議案第13号 令和4年度平群町下水道事業会計補正予算（第2号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

議案第13号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

討論ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第13号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第13号 令和4年度平群町下水道事業会計補正予算（第2号）については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第19 議案第14号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

議案第14号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○7番

再来年からですかね、企業団の設立ということで動いてるわけですがけれども、もともと問題になってた、民間に要するに経営権を移譲するとか、そういうことはしないというふうに報道では聞いているんですけどもね、それは間違いないですか。

それともう一つは、災害のときの水道ということで、これも常に問題になることで、葛城市が外れた理由は自己水があるということで、災害のときに、一番身近なところで水を確保できるほうがいいのではないかと、そういう議論が全国的にあちこちの水道事業の一体化とか、民間移譲とか、そういうところでそういう議論になってるわけですがけれども、その辺については、どのような議論がこの間されてきたのか、その辺の説明をしていただけますか。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

御質問にお答えさせていただきます。

まず、民間に経営権を譲渡がないかという御質問ですがけれども、それについては、会議等で、協議会等、また全体、各部会がありますけれども、その中では、そういう経営権を、将来民間とかいう話は一切ございません。そのまま企業団として経営をしていくというところに終始しております。

あと、災害のとき、身近な場所で給水というのが課題になってこようかと思うんですけども、具体的な内容につきましては、令和5年度にまた議論がされていきますけれども、その辺も、中では十分検討がなされているというふうに考えております。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

新年度のほうで議論されていくということなので、やっぱりしっかりその辺がね、住民にとっても、一番そこが問題に、もう平群町の場合は全て100%県水ですから、今でも、例えば大きい災害があつてですね、今2系統ありますけれども、その2系統が両方とも、あんまりそういうことは想定しにくいかもわかりませんが、最近ではトルコの地震もありましたように、やっぱりそうい

うことも想定してやっていく必要があると思うんで、今でも本当は必要なことだと思うんですが、その辺はちょっと平群町からもしっかり意見を言っていたいで、各自治体ごとにそういうマニュアルみたいなものがというか、その場合どうするかというようなことも想定して協議の中でやっていただければというふうに思いますので、それはお願いしておきます。

○議 長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

討論ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。  
これより議案第14号について採決を行います。  
本案は原案どおり可決したいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第14号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第20 同意第1号 副町長の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

町長から提案された植田充彦氏は、自己の一身上に関する事項でありますので、退席をお願いします。

植田充彦氏退席

○議 長

それでは、議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

同意第1号

副町長の選任に同意を求めることについて

平群町副町長に下記の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。

令和5年3月2日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町福貴畑1858番地

氏 名 植田充彦

生年月日 昭和36年1月9日

以上でございます。

○議長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長

ただいま朗読のありました同意第1号の副町長の選任に同意を求めることについての提案の説明をさせていただきます。

副町長は、山積する行政課題を強力に推進し、財政健全化を図るための町長の補佐役であります。

植田充彦氏は、平成31年4月より副町長として御活躍を頂いておりますが、本年3月31日で4年の任期が満了いたします。引き続き、平群町のために御活躍を頂きたいと考え、提案をさせていただきます。今後におきましても、町政全般にわたり、誠意を持って取り組んでいただけるものと思っております。

議員の皆様方には御同意を頂きますようよろしくお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

討論ないようにでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第1号について採決を行います。

本案については、原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決定いたしました。

植田充彦氏の入場を認めます。

植田充彦氏入場

○議長

御挨拶をお願いします。

○副町長

一言御挨拶申し上げます。

このたび、副町長の選任に御同意を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

これまでも、平群町の財政状況については、非常にいろいろと課題ということで申し上げてきてるわけですが、財政だけじゃなしに、その他におきましても、懸案事項、課題については山積をしております。しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。平群町発展のために誠心誠意努めてまいる所存でございます。

議員皆様方におかれましても、引き続きまして御指導を賜りますことをお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、御挨拶に代える次第でございます。どうもありがとうございます。(拍手)

○議長

続きまして

日程第21 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求める

ことについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推せんしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって、議会の意見を求める。

令和5年3月2日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町西宮2丁目6番25号

氏 名 東伸宏

生年月日 昭和26年12月13日

以上でございます。

○議長

続いて、町長の説明を求めます。町長。

○町長

ただいま局長より朗読のありました諮問第1号の人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、提案説明させていただきます。

人権擁護委員の皆さんには、人権侵犯の事件の調査、被害者の救済、人権相談活動並びに人権啓発活動、人権尊重思想のより一層の普及・高揚を図るなど、様々な活動を行っていただいております。

東伸宏氏は、令和2年7月より人権擁護委員として、地域社会の福祉向上のため、御活躍を頂いておりますが、引き続き人権擁護委員として適任であると考えますので、法務大臣に推薦するに当たり、各議員の意見を頂きますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長

お諮りします。

本件は、適任であるとの意見を付して答申したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、適任であると答申することに決定いたしました。

続きまして

追加日程第1 議案第26号 樺井橋本ダム更新工事の請負契約の締結について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

議案第26号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○7番

これ、工事いつから、これは工期は書いてあるけども、実際にいつ頃からするんですか。今はずっと下げたままになってますけど、当然、田植前には膨らまして水確保ということになるんですが、具体的にいつから、こんな長い工期じゃないと思うんでね、その辺どうなんですか。

○議長

事業部長。

○事業部長

工事の着手時期と全体の契約工期の件ですけども、本日の議案ですね、可決いただきましたら、できるだけ早いうちにダム本体の袋体の工事にかかります。それはですね、樺井地区で営農されておられる方がおられまして、その田植の時期に支障が出ないように、ゴム堰本体の工事は5月末までに終わると、そのように考えております。

それと、その後の工事なんですけども、当然田んぼ、田植が終わりますとですね、割と頻繁に取水が必要となりますので、その必要な取水については既存の操作盤を使って水を送りたいと考えております。今回の更新工事で、操作盤のほうも、機能が一部古いやつもございますので、そのような操作盤も変えていきますけども、その操作盤の改修が、水田に水が必要でなくなった時期、10月中旬以降になるんですけども、そこらあたりから機械の操作盤の更新工事を行って、令和5年の年内にはほぼ工事を終えて、その後1か月程度で残務処理をすると、そういうことで、工期は令和6年の1月31日と、そのように設定しております。



○議 長

ほか、質疑ございませんか。森田議員。

○ 8 番

当件ですね、以前、風船ダムを、風船を取り、形態を変えるというような話があったと思うんですけども、これの話であればですね、ダム自身が風船の取替えと制御盤の一式だと思うんですけども、その経緯ですね、当初こんな計画じゃなかったと思うんですけども、経過が分かれば、なぜこのようになったのかお教えいただけませんか。

○議 長

事業部長。

○事業部長

樺井橋本ダムの更新工事の経緯について、これまでいろいろ検討してございますけども、それについて、時系列で御説明申し上げます。

まず、この橋本ダムの更新工事につきましては、機能診断、設計業務、工事ということで、順次事務を進めてまいりました。この本体工事のそもそもは、橋本ダムの水利組合、樺井の水利組合より、このダムの更新の要望書を受けたことから始まりまして、そこから機能診断業務を実施しているわけでございます。その機能診断業務の中でですね、いろんな工法はあったわけですけども、その機能診断による概算工事費が、町が想定しておりました工事費を大きく超えていると、そういうことでありますので、今後のですね、実施設計によってまた金額を決めて改修範囲を決定すると、そのように決めたわけでございます。

それで、設計のほうに進んでいくわけでございますけども、当然町のほうも予算もございますので、どのような形で工事を行って町が想定している予算内に収めるか、そういうことをいろいろ検討した結果ですね、機能診断の結果に基づく更新工事を全て行うということではなくて、田植の取水などの影響が出ない、そういうことを前提にですね、使える施設は使って、必要最小限の更新にとどめると、そういうような検討の結果、先ほど申しましたように、袋体の更新と、既存のポンプも一部使いながら、使えるところは使って、必要最小限の部分を更新していくと、そのようなことで、今回の発注になったわけでございます。

○議 長

森田議員。

○ 8 番

ということは、お金が、予算が合わないから変更した。そういうことは、機能上ですね、当初からそういうことは分かってたんじゃないかなと思うんです

けども、袋体だけ変えれば当然安くなるというのは誰も、風船だけ変えれば安くなるというのは重々分かるわけですから、それはいいとしても、もう一つです、農業排水管、この件じゃないんですけども、道路を占用してる排水管の図面がないというふうに以前聞いてたんですけども、どこに入ってるか分からないというのがあったと思うんですけども、その辺は何か、敷設図を作るとかいう計画はあるんでしょうか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

以前、図面がなく、どこのほうに道路の埋設されてるかというのは町のほうで分からないという回答をさせていただきました。地元の方につきましては、大体大まかな場所は知っておりますけども、町のほうでは全て把握し切れてないと。場所については地元の方に確認しながら、ある一定の箇所については把握していきたいと思っております。

以上です。

○議長

森田議員。

○8番

それはいいんですけどね、農業従事者も高齢化しておりますので、概略図でもお作りになったほうがいいと思いますので、それは意見として申し上げます。

○議長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

討論ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。  
これより議案第26号について採決を行います。

本案は原案どおり可決したいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第26号 椿井橋本ダム更新工事の請負契約の締結については原案どおり可決されました。

午後2時35分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 2時26分)

再 開 (午後 2時41分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

事業部長より発言を求められていますので、許可をいたします。事業部長。

○事業部長

貴重な時間を頂きまして申し訳ございません。

先ほど、議案第26号の椿井橋本ダム更新工事の請負契約の件で、契約の相手方ですね、一番最初は「株式会社原田鑿井設備工業所」ということで説明させていただきました。その後、「原田サクセイ設備工業所」ということで訂正をさせていただきましたが、正しくは、当初のとおり「原田鑿井設備工業所」でございます。申し訳ございませんでした。

○議長

続きまして

日程第22 議案第15号 令和5年度平群町一般会計予算について

日程第23 議案第16号 令和5年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第24 議案第17号 令和5年度平群町国民健康保険特別会計予算について

日程第25 議案第18号 令和5年度平群町水道事業会計予算について

日程第26 議案第19号 令和5年度平群町下水道事業会計予算について

日程第27 議案第20号 令和5年度平群町農業集落排水事業特別会計予

算について

日程第 28 議案第 21 号 令和 5 年度平群町学校給食費特別会計予算について

日程第 29 議案第 22 号 令和 5 年度平群町介護保険特別会計予算について

日程第 30 議案第 23 号 令和 5 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について

日程第 31 議案第 24 号 令和 5 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 32 議案第 25 号 令和 5 年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について

以上 11 件を、会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

初めに、町長から令和 5 年度予算の説明を求めます。町長。

○町長

令和 5 年第 2 回平群町議会定例会において、令和 5 年度平群町一般会計及び特別会計・事業会計の予算案を提案して、町議会での審議をお願いするに当たり、町政執行に臨む所信を申し上げます。

政府は、日本経済の見通しについて、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いている一方、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や、欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念などの下振れリスクに先手を打ち、経済を持続的な成長経路に乗せていくため、物価高・円安への対応、構造的な賃上げ、成長のための投資と改革の三つを重点分野として取り組んでいくこととしております。

その上で、地方財政対策については、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方が住民のニーズに的確に応えつつ、地域のデジタル化や脱炭素化の推進など、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、一般財源総額については、令和 4 年度地方財政計画の水準を上回る額の確保を基本として、令和 5 年度の地方財政対策が講じられました。特に、地方公共団体の重要な財源である地方交付税については、前年度から 3,073 億円増加となっており、地方財政の運営に支障が生じることのないように措置されております。

その中で、本町の財政状況については、奈良県による財政の重症警報が引き続き発令中であり、令和 3 年度決算においても、本町の実質公債費比率及び将来負担比率、さらには基金残高比率が県内ワーストワンというまだまだ非常に厳しい財政状況であることを如実に示しています。

私は、昨年11月の町長選挙において、多数の町民の皆様の御支援を頂き、町政運営の2期目の信託を頂きました。その折、町民の方々と約束させていただいた6項目について、着実に実施し、皆さんとともに輝く平群の未来をつくっていくことが私に課せられた大きな使命であり、その達成に向け、町職員とともに力を合わせて全力で取り組んでまいります。

まず、お約束した1点目が、「安定した財政基盤の整ったへぐりのまちに」です。

従来から継続する厳しい財政状況からの脱却を図り、将来的にも安定した財政基盤の確立に向けて、緊急財政健全化計画の着実な実施に努めてまいります。令和5年度においても、職員の給与抑制や町債の発行の抑制など、計画の推進を図ってまいります。

2点目は、「にぎわいのあるへぐりのまちに」です。

人口減少の抑制に向け、若い子育て世代の移住・定住促進や地域産業の振興を図り、にぎやかで活気のあるまちづくりを進めてまいります。令和5年度においては、子育て世帯の移住・定住促進のための交付金制度の新設、魅力ある公園に向けた遊具整備、特定農業振興ゾーンの整備促進等に取り組んでまいります。

3点目は、「デジタル社会に対応するへぐりのまちに」です。

町民の方々の利便性の向上や行政の効率化を図るためのデジタル化の推進に努めてまいります。令和5年度においては、国の標準システムに準拠したシステム移行やマイナンバーカード交付の推進に取り組んでまいります。

4点目は、「子どもの笑顔あふれるへぐりのまちに」です。

子育てしやすく、子どもたちが笑顔で生き生きと育ち、学べる環境づくりの推進に努めてまいります。令和5年度においては、これまで実施してきた子ども医療費無料化の継続や、中学校の長寿命化実施に向けた基本計画の策定を進めるほか、新たに、旧南保育園跡地への民間認定こども園の早期建設に向けた整備支援や、伴走型子育て支援事業等に取り組んでまいります。

5点目は、「高齢者や障がいがある方もいきいきと暮らせるへぐりのまちに」です。

高齢者や障がいのある方等、全ての方にとって暮らしやすい町に向けて努めてまいります。令和5年度においては、本格運行の実施に向け、デマンドタクシーの実証運行を継続、また、道路のバリアフリー化にも引き続き取り組んでまいります。

6点目は、「誰もが安心して暮らせるへぐりのまちに」です。

防災、減災の強化により、安全・安心に暮らせるよう努めてまいります。令

和5年度においては、防災関連維持補修工事や、将来的に災害時の拠点となる新庁舎の建設に向け、庁舎建設基金の積立てや、具体的な課題の検討を始めます。また、空き家の利活用の促進にも取り組んでまいります。

今年、癸卯の年であり、種が発芽し、芽が吹き、ぐんぐん成長して実り始める年と言われております。本町においても、しっかりとした土台を築き、将来に向けて大きく飛躍することができるよう諸課題に取り組み、町政の発展を目指してまいります。

続きまして、一般会計及び特別会計・事業会計予算の概要と、令和5年度に取り組む事務事業について、順次御説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入歳出総額72億2,000万円であり、前年度予算からは3億円の増額となっておりますが、認定こども園整備に係る補助金や過年度の国庫補助金の還付の増加によるところが大きく、本町の厳しい財政状況を鑑みた緊縮型の予算編成となっております。

人事につきましては、多様化する行政ニーズに対応するため、将来のまちづくりの担い手となる新規採用職員については、一般事務職3名、保育教諭1名の採用を予定しております。

人材育成につきましては、待遇研修等の実施をはじめ、必要な知識能力を身につけるための各種主催の研修に職員を積極的に派遣してまいります。また、人事考課制度については、引き続き実施することで、自らの行動に対する気づきを与え、職員のスキルアップを図ってまいります。

広報・広聴業務の推進につきましては、行政と住民との協働のまちづくりを推進していく上で、様々な媒体を通じて町政情報等の積極的な発信と住民との情報共有化を図るため、広報紙やホームページ、フェイスブック、ツイッター、観光Instagram、LINE等のSNSを活用してまいります。引き続き、町のイメージアップを図るための広報広聴活動の重要性を認識し、効果的に取り組んでまいります。

各種相談業務につきましては、住民の皆様の多様なニーズや要望にお応えするため、法律相談、行政相談、人権相談、消費生活相談などの各種相談業務を引き続き実施してまいります。

基金積立てにつきましては、災害時の拠点となる新役場庁舎建設に向けて、庁舎建設基金の積立金の予算を計上し、建設に関わる課題の検討に取り組んでまいります。

ふるさと納税につきましては、ポータルサイトを積極的に活用し、また町のブランドイメージにもつながる返礼品を拡充することで、寄附額の増加に努めてまいります。

定住促進につきましては、若い世代の移住・定住を促進するために、新たに結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用の一部を支援する結婚新生活支援補助金交付事業及び県内企業等の人材不足の解消及び県内への移住・定住の促進を図るため、東京圏から平群町に移住し、就業等の要件を満たした方に移住支援金を支給する移住支援金交付事業に要する予算を計上しております。また、空き家の利活用に向け、所有者を対象としたアンケート調査に要する予算を計上しております。

定住促進奨励交付金事業につきましては、引き続き実施してまいります。

シティープロモーションにつきましては、平群の魅力を発信するため、プロモーション動画の制作及び様々な媒体を活用したシティープロモーションに要する予算を計上しております。

防犯対策事業につきましては、本町管理防犯灯の新設・維持管理や自治会管理防犯灯の新規設置・電気使用料に対し補助を行ってまいります。また、自治会防犯灯電気料金助成金は単価の引上げを行い、犯罪者を生み出さない、寄せつけない、より強固な防犯環境の構築に向けて取り組んでまいります。

防災対策につきましては、防災備蓄品を町内12か所で分散備蓄するとともに、行政機関や関連企業との防災協定の締結を進め、災害発生に備えます。また、自主防災組織や関係各種団体の協力の下、避難訓練を実施してまいります。

電子自治体の推進につきましては、常に最新の情報セキュリティーの動向を注視し、巧妙化する新たな情報セキュリティー上の脅威から住民情報を守ることができるよう、システムを運用してまいります。また、国の方針に基づいた地方公共団体情報システムの標準化に要する予算を計上しております。

住民戸籍事務につきましては、全国コンビニエンスストア等において、マイナンバーカードを利用して、住民票、印鑑登録証明書、所得証明書が発行できるシステムを運用することで、住民サービスの向上を図ります。また、マイナンバーカードの発行や住民戸籍情報の適正な管理と迅速な窓口対応を図るため、各システムの整備に要する予算を計上しております。

高齢福祉施策につきましては、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、住み慣れた地域で、心身の健康を維持しながら生き生きと暮らすために、高齢者の社会参加の促進と高齢福祉サービスの推進に努めて、地域包括ケアシステムの構築を図ってまいります。

障がい者福祉の推進につきましては、障害者基本法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の理念にのっとり、障がい者等が地域で安心して暮らすことのできる町を目指すため、障がい福祉サービスの推進に努めてまいります。

子ども・子育て施策の推進につきましては、子育てしやすい社会の実現に向けて取り組んでまいります。民設民営の幼保連携型認定こども園を整備し、待機児童の解消や保護者の選択肢の拡大につなげてまいります。西和地域病児保育室の普及促進を図るなど、仕事と子育ての両立を支援し、安心して子育てができる環境づくりをさらに推進し、また、支援を必要とする子育て世帯における子どもの見守り体制の強化にも引き続き努めてまいります。

こども園の運営においては、発達段階に応じたカリキュラムに沿って、より質の高い就学前教育・保育のさらなる充実を目指すとともに、子どもに向き合う時間をより多く確保し、安全・安心な保育の実施と、保護者の方々の利便性の向上を図るため、引き続き、保育システムの費用等、こども園の運営に係る経費を計上しております。

就学前教育については、令和元年10月から実施された幼児教育無償化に係る施設等利用給付費及び私立幼稚園等への預かり保育事業等の給付金を予算計上しております。

就学児につきましては、学童保育事業として、各小学校に設置の学童保育所の運営に係る経費を計上し、保護者の就労など、増加する保育ニーズに対応し、受入体制を整え、子どもの健全育成並びに子育て支援の充実を図ってまいります。

切れ目のない子育て支援を行うため、プリズムめぐりと子育て支援センターに平群町子育て世代包括支援センターを設置しており、会議や事業を通して情報の共有や連携を図っております。また、子どもの健やかな成長をサポートするため、子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、子育ての相談、情報の提供、関係機関との連携調整等の支援を行う子ども家庭総合支援拠点事業を展開してまいります。

これまでの伴走型相談支援をさらに充実して、妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない支援を行うとともに、出産・子育て応援ギフトとして、合わせて10万円を支給することで、経済的支援と一体的に実施してまいります。妊婦健康診査の助成、14回分10万円、多胎妊娠の場合には、さらに10万円分の交付を引き続き行い、出産後には産婦健康診査の助成、さらに新規事業として、新生児聴覚検査の一部助成を行うなど、子育て世帯の経済的負担の軽減に係る施策を充実してまいります。

福祉医療事業につきましては、町独自の高校卒業までの医療費の無料化を引き続き実施することにより、子育て世代の支援を推進してまいります。

人権対策につきましては、「人は等しい」をテーマに、7月の差別をなくす強調月間を中心に、各種啓発活動やのぼりの設置や、児童及び生徒の絵画展示を



行うとともに、人権擁護委員とも連携した活動を予定しております。また、町民集会を開催し、命の大切さと人権の重要性を強く訴えてまいります。

平和啓発につきましては、各種団体の協力を得ながら、住民主導での実行委員会形式で実施する「平群平和のための戦争展」の開催を8月に予定をしております。

男女共同参画社会の推進につきましては、男女が社会の中で対等なパートナーとして参画できる社会の構築のため、研修会や講演会の開催を予定をしております。

健康づくりの推進につきましては、町民の健康づくり運動である第2次健康へぐり21計画を事業実施計画に沿って推進してまいります。これらの実践に欠かすことのできない食生活改善推進員、運動習慣普及推進員、生きがいつくり推進員、歯科保健推進員、精神保健推進員、たばこ対策推進員といったヘルスポランティアと協働し、諸活動に取り組んでまいります。第3次平群町食育推進計画により、妊娠期から高齢期までライフステージに応じた食育の取組を推進し、平群町自殺対策行動計画の理解と協力のためのゲートキーパー研修も引き続き実施してまいります。

高齢者の虚弱、フレイルを未然に防ぐために、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を令和2年度から実施しており、高齢者の健康課題を明確にし、関係課、関係組織との情報共有、事業連携などの取組により、健康長寿のまちづくりを目指してまいります。併せて、予防接種及び各種検診を実施し、生活習慣の改善及び自己管理ができるように、積極的に働きかけを行ってまいります。

また、令和4年度より、地域振興センターから健康運動指導士の出向を受けて、健康増進からフレイル予防まで、運動習慣づくりを目的とした集団指導及び個別指導を充実させていくほかに、出前健康教育として、積極的に地域に出向く機会を増やしてまいります。

疾病予防事業につきましては、新型コロナワクチン接種に対し、国の動向を見据え、住民の皆様への情報提供や相談及び実施体制を整え、接種希望者が安全で安心して受けていただける体制整備を行ってまいります。

環境衛生事業につきましては、空き地の雑草除去の指導や、不法投棄・野焼きの防止対策を推進し、併せて、資源循環型社会形成の目的から、公共施設及び町内店舗での回収ボックスの設置による使用済み小型家電の定期的な回収を引き続き実施してまいります。

また、ごみ出しが困難な方を対象にしたふれあい収集や生ごみ処理容器の設置補助、有価物の集団回収助成も引き続き実施してまいります。

可燃ごみ有料指定袋制により、さらなるごみ減量化に向けた取組を進めるとともに、資源ごみのリサイクルステーションを増設したことにより、分別意識が定着するよう、さらなる啓発活動を推進してまいります。

ごみ減量の一環として、生ごみ処理機キエーロの普及啓発についても図ってまいります。

不法投棄の未然防止のため、防犯カメラの設置に努めてまいります。

その他、河川の汚濁防止を図るため、廃食油の回収等、環境の保全にも努めてまいります。

清掃センターの運営につきましては、ごみを衛生的に効率よく処理できるよう、分別収集の促進を図り、ごみ減量化を図る一方、焼却設備については運搬業務の委託を行って、ごみ処理費用の縮減を図ってまいります。

斎場運営につきましては、地域社会における必要不可欠な施設であり、火葬炉設備維持に要する予算を計上しております。また、日常の管理運営については、指定管理者の公益財団法人平群町地域振興センターにより行ってまいります。

し尿処理につきましては、生駒市との広域連携に伴う施設利用により、効率的な処理に努めてまいります。

農林業の振興につきましては、農業の担い手に対する経営安定のための農業次世代人材投資事業（旧新規就農者支援事業）、農作物の被害軽減のため、有害鳥獣駆除事業、集落ごとの営農活動を支援する日本型支払制度補助金事業を引き続き実施してまいります。

また、特定農業振興ゾーンに設定された上庄・梨本地区では、高収益作物の生産拡大に向けた奈良県実施計画に基づく整備事業を推進してまいります。

商工業の振興につきましては、町内中小企業の事業資金の円滑化を図るため、中小企業小口融資制度を引き続き実施してまいります。

観光行政につきましては、活力とにぎわいのあるまちづくりを推進するため、地元農産物の総合情報発信拠点である道の駅大和路へぐり「くまがしステーション」とのさらなる連携を図り、町の魅力を最大限に活用するとともに、へぐり時代祭りの開催などによる観光振興を図ってまいります。

道路整備につきましては、町内道路の改良、維持補修費等の所要額を計上しております。また、社会資本整備総合交付金の採択を受けて継続的に実施している主要路線の歩道改修や舗装補修等を予定しており、通学路の安全対策や利便性の向上につなげてまいります。

都市計画につきましては、既存木造住宅耐震診断に係る委託料及び耐震改修に係る補助金、ブロック塀等撤去補助金等を計上しております。

住宅管理につきましては、入居者募集をするための住宅リフォーム工事や入居住宅の適切な維持管理に対する予算を計上し、良好な住環境を図ってまいります。

公園管理につきましては、町外からも多数訪れる平群中央公園と北公園にそれぞれ大型複合遊具を更新し、子どもの笑顔あふれるにぎわいのある公園づくりを図っていくとともに、地域の街区公園と公園緑地については、町民の方々に快適な施設管理を図ってまいります。

消防・防災力の強化につきましては、大規模災害に備え、地域自主防災組織連絡協議会を中心に、防災に関係する各種団体の連携強化を図るとともに、引き続き、地域での防災、減災をはじめとする地域の安心・安全な暮らしのために、自主防災組織結成支援及び承認団体等への活動支援として補助金を交付し、組織づくりの強化に努めてまいります。

消防施設の充実につきましては、住民の生命・財産を守る消防施設の維持継続と、地域の消防施設整備に対する補助を行ってまいります。

教育環境の整備充実につきましては、小・中学校においては、国庫補助金を活用し、理科教具の更新、また、中学校においては、昨年度に引き続き、部活動指導員の配置、小・中学校ともに、奈良県統合型校務支援システムや、学校ICT教育推進に係る費用をはじめ、学校の管理運営に必要な経費を計上し、学校教育の充実に努めてまいります。

教育支援活動促進事業につきましては、学校・地域パートナーシップ事業において、地域の学校支援ボランティアや官学連携による学生ボランティアの協力を得て、子どもの居場所づくりのための放課後子ども教室を、平群小学校と平群北小学校で引き続き実施してまいります。

文化・学習の振興につきましては、文化財調査研究事業として、古文書調査を実施します。また、生涯学習事業として、公民館教室や友遊教室、家庭教育学級など、各種教養講座を開催してまいります。

平群町総合文化センターにつきましては、高齢者から子どもまで、幅広い世代の皆様が集い、交流するコミュニティー活動の拠点として、中央公民館・図書館・人権交流センター、三つの施設機能を活用し、文化活動、学習支援並びに人権啓発の推進に努めてまいります。

町立図書館につきましては、施設の持つ機能を最大限生かし、新しい平群の情報発信センターとして、生涯学習、社会教育の拠点化を進めるとともに、学校・園・関係団体等との連携を深めながら、子どもの読書活動の推進を図ってまいります。

スポーツの振興につきましては、各種スポーツ大会の開催、生涯スポーツの

普及推進を行います。体育施設維持管理につきましては、指定管理者の公益財団法人平群町地域振興センターと連携し、適正な運営管理に努め、町民の方々の快適な利用の促進を図ってまいります。

次に、各特別会計・事業会計について御説明を申し上げます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、634万4,000円となっております。本事業の貸付けにつきましては、平成8年度をもって終了しておりますが、貸付償還に要する経費を計上しております。今後も、貸付金回収業務により一層努めてまいります。

国民健康保険特別会計につきましては、24億3,700万円となっております。国民健康保険は、奈良県が財政運営を担っていることから、県単位の運営に対する予算を計上しております。

歳出において、療養諸費及び県国民健康保険に資するための納付金と、病気の早期発見、重症化予防により、療養諸費の抑制を図るためのがん検診の啓発、眼底検査の実施、糖尿病等治療促進事業、人間ドック助成等の保健事業費を計上しております。

また、50歳以上を対象として、早い段階から介護予防事業を実施し、健康寿命を延ばすため、フレイル予防（健常から要介護に移行する段階の健康保持増進）事業に要する予算を計上しております。

農業集落排水事業特別会計につきましては、3,439万円となっております。農業集落排水の適切な維持管理を実施してまいります。

今後も、農村集落の生活環境の改善を図り、活力ある農村社会の形成、併せて、公共用水域の水質保全の観点から、水洗化の促進を図ってまいります。

学校給食費特別会計につきましては、6,445万3,000円となっております。

事業費では、学校給食実施に係る食材費用を計上しております。引き続き、地元産の新鮮な野菜を取り入れながら、おいしく安全で栄養バランスの取れた給食を提供し、児童・生徒の健全な発達を図ってまいります。

介護保険特別会計につきましては、22億2,492万1,000円となっております。第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき、保険給付費では、居宅介護サービス、地域密着型サービス、施設介護サービス等を計上し、要介護状態になっても安心して生活できるよう、介護保険事業を引き続き推進してまいります。

地域支援事業費では、介護予防・日常生活支援総合事業、認知症施策の推進、在宅医療と介護の連携、生活支援体制整備事業等の推進に引き続き努めてまいります。

保健福祉事業費では、介護予防における移動手段として、デマンド型交通により、引き続き高齢者の外出支援に努めてまいります。

奨学資金貸付事業特別会計につきましては、49万5,000円となっております。奨学金の貸付けを行うことで就学機会の確保を図るとともに、有能な人材育成を目標に引き続き行ってまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、5億2,006万5,000円となっております。後期高齢者医療制度においては、広域連合納付金に係る事務費負担金、保険料等負担金、保険基盤安定負担金及び総務費に係る事務経費、保健事業に係る人間ドック等総合検診助成費用を計上しております。

用地先行取得事業特別会計につきましては、1,340万円となっております。将来の役場庁舎建設用地として、平成30年に平群駅西土地地区画整理事業の保留地を取得する際に発行した用地先行取得債の償還金を計上しております。

続いて、事業会計であります。

水道事業会計につきましては、業務の予定量として、給水件数を8,099件、年間総配水量222万6,000立方メートル、1日平均給水量6,081立方メートル、年間有収水量187万1,000立方メートルであります。

主要な建設改良事業を2億5,611万円と定め、それぞれ事業を実施するものであります。

まず、収益的収支のうち、水道事業収益では、水道使用料、給水工事負担金、長期前受金戻入、さらに一般会計からの補助金などを見込み、その収益総額は5億3,125万2,000円となっております。

これに対して、水道事業費用では、県営水道の受水費をはじめ、各施設の動力費及び水道施設の修繕費、維持管理委託料、そして、建物・構築物・機械装置等の固定資産減価償却費、企業債の支払利息及び職員の人件費など、義務的経費を計上し、費用総額は5億3,992万1,000円となっております。

次に、資本的収支のうち、資本的収入については、国庫補助金、企業債、一般会計からの補助金で2億4,778万4,000円となっております。

一方、資本的支出については、配水給水設備費などの建設改良費及び企業債での償還金で2億8,592万6,000円となっております。

水道水は、住民生活にとって必要不可欠なものであり、清浄にて豊富で、しかも安全で安定した飲料水の供給により、快適な生活を営めるよう、事業の運営を図ってまいります。

下水道事業会計につきましては、収益的収支では、主な収入として、下水道使用料、他会計補助金、長期前受金戻入を計上しており、収益総額では4億5,

588万6,000円となっております。

これに対する支出では、営業費用の主なものとして、流域下水道維持管理費負担金、減価償却費を計上し、営業外費用の主なものとしては、企業債利息を計上しており、費用総額は3億8,784万6,000円となっております。

次に、資本的収支の収入では、下水道費負担金、他会計補助金、企業債の総額で1億4,524万8,000円となっております。これに対する支出として、下水道事業の変更事業計画作成業務、緑ヶ丘地区の流量調査業務、管更生工事等を管路建設改良費として計上するほか、企業債償還金、流域下水道建設負担金など、総額で2億8,089万4,000円となっております。

引き続き、生活環境の向上・河川等公共用水域の水質改善の観点から、普及促進を図ってまいります。

以上、令和5年度における主な施策を中心に御説明を申し上げましたが、これらの諸施策の推進に当たりましては万全の注意を払い、効果的な執行を心がけたいと考えております。

議員各位におかれましては、今後とも御指導、御支援をお願い申し上げますとともに、厳しい財政状況の中で編成を行いました令和5年度予算につきましては、深い御理解を賜って御審議をお願いして、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長

お諮りします。

本案につきましては、3月3日金曜日に改めて本会議、新年度予算総括審議を開催しますので、本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本日は延会することに決定いたしました。本日はこれで延会します。

(ブー)

延 会 (午後 3時15分)